

00726

鳥取縣公報

監査公告

昭和二十五年十二月十一日
号外 月曜日

本報はサハ國定規格A五

東部港湾事務所 同 年六月十二日
米子土木出張所 同 年六月二十一日

境港務所 同 年六月二十二日
境震災復興事務所 同 年六月二十二日

根雨土木出張所 同 年六月二十三日
倉吉土木出張所 同 年六月二十七日

監査概評

△鳥取縣監査公告第三十八号
地方自治法第百九十九條に基き昭和二十四年度にかかる各土木出張所、港湾修築事務所及び港務所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議会及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本徳太郎

同 柳谷保一

同 倉繁良逸

監査執行箇所

昭和二十五年六月九日

鳥取土木出張所

年六月十二日

監査執行月日

鳥取縣公報 每週火曜日発行(休日ニ當ル)

(時ハ翌日)

昭和二十五年十二月十一日

(昭和四年四月十五日)

去る六月九日より二十七日迄の間に於いて各土木出張所及び港湾修築事務所並びに港務所の監査をしたがその結果は大体において良好であり各種工事の進捗状況も昭和二十三年度の状況に比較すると極めて円滑に捗つてゐる。これは要するに経費財源である国庫補助とか起債の認可が比較的順調に運ばれたのと昨年の冬季は比較的温暖であつたこと或いは工事用各種資材の生産量の増加により確保が容易になつたこと等によるものと見られ、從つて

予定通り工事も完了し徒らに次年度に繰越したものとなかつたのは眞に結構である。尙工事の施行方法及び資材の出納事務或は經理その他の処理状況も一、二充分でなかつた点もあつたが全般的に見て良好に処理されていた。

次に監査の結果各箇所の共通的事項で特に注意を要する事柄とが今後考究し適当に処置する必要と思われる主な事柄は次の通りである。

（一）橋梁架換及補修工事について

管内の二十四年度における橋梁の架換或は補修は着々と施工整備されていて結構であるが各地を廻つて見て渡長十米以内の腐朽橋中危険と思われるものでも修理されずにいるものが見受けられる。これは国庫補助の対照外となつてゐる爲め單獨縣費で補修しなければならないからでもあるが、何とか経費を都合してこれら等は順次に補修或いは架換しなければいけないと思ふ。尙何時も思うことであるが縣下各河川の橋梁は順次永久橋に架換されつゝあるけれども未だ木橋が大部分

を占めている様で一朝災害のあった場合は二たまりもなく流されることになる。経費の点でそう簡単にはいかないかも知れないが本縣の如き災害縣の場合架換の際一つ／＼を永久橋にする様配意が望ましい。

（二）道路工夫の勤務督励と表彰制度

日常における道路の修繕維持は道路工夫の勤務の動怠に左右されることが多いので日常の勤務状況を確認すると共に指導監督を厳格に行わなければならない。各出張所は思い／＼の方法を探つてゐるが米子土木出張所の如く巡視員（二名）により常に管内を巡視し指導督励していること又所轄獨り優秀道路工夫を表彰し激励していること等は推奨すべき方法である。昨年來各所共優秀者を採用しているので素質も向上し從つて効果も漸次挙つてゐる様であるけれども一層指導督励をして常に良い道路の維持管理に努めなければならない。

（三）道路維持修繕費の増額計上について

國庫補助の対照となつてゐる砂利、石修繕事業は充分とは謂えないまでも相当額の経費を計上され工事も適切

00728

に施行されて居る様であるが縣獨自の立場において経常的に施工しなければならない。道路維持修繕費は極めて少額で一出張所当たり多い所で二十七万円、少い所で一万数千円と謂つた状況であつて余りにも僅小額である。これでは思う様に完全な道路維持修繕をするこ

とはむづかしいので、この経費を増額計上して本縣惡路の汚名を拭い去ることが肝要である。

（四）緊急失業対策事業について

二十四年度において施工した失業対策事業は次の通り

工 費	工 事 内 容	施 工 地 区	実 施 機 関 名
二、一九五、〇六四円	道路補修	鳥取市	鳥取土木出張所
一、六四五、〇九五	道路補修、河川浚渫	米子市	米子同
六六二、九三一	道路補修	倉吉町	倉吉土木出張所
一六三、〇二〇	砂利道補修	境	境戰災復興事務所
一、六五五、五九五	戦災地清掃整地	同	同
四九九、二〇〇	同	同	同

にして全部道路改良或いは修繕工事であるが失業就労者の漸増し居るにも不拘施工に必要な器具機械費、資材費等工事諸費が少額の爲めこれが購入修理或いは償却と謂つた経費に追われ調達に苦慮している様である。

殊に労務のみを必要とする簡易な道路補修工事の場合には差したる問題はないが道路、河川、堤防等の諸工事で多くの資材を要する工事の場合、例えばトロ用軌條、トロツコ、簡易な仮橋又は見張小屋或いは土石運搬車

用ガソリンと謂つた資材は絶対必要であるがこれを調達する経費がない、又用地を買収しなければならない工事の場合も同様のことが謂えるのであつて現在の状況では結局これ等効果的工事を爲さんとしても不可能に近いものがある。これを公共事業に比較して見ると

器具機械費、資材費、工事雜費を合して公共事業の場合総工費の二二%に対し失業対策事業は一三%（縣費負担）である。尙簡易工事は殆んど完了し今後はこれら等器具機械或いは資材を要する効果的工事を施行しなければならない状況に立到つてゐる様である。

次に工事作業も失業対策と謂う特殊的事業なる爲め本省の方針で小間割制が認められていないので作業能率が揚らず又現場監督をする技術者も手薄の爲め指導監督もゆき届きかね又これに加えて從業者が素人である爲め或いは作業能率を充分發揮しない爲め工事の出来形も緩慢で又拙劣を免れ得ない。従つて当面の施工責任者である土木出張所は土木技術者としての良心的觀念から工事の効果を揚げるべく努力はしているが失業

対策事業と謂う事業形態の上では早速改善の方向に進み得ないのが実状の様である要は
 (1) 器具機械費、資材費或いは用地買収費を國庫補助対照とし費額が少く共、公共事業程度に引揚げること

(2) 無理のない小間割制を採用し又最少限度の監督技術者を確保することを中心政府え折衝し以つて本來の失業対策の目的を完遂すると共に効果的な工事の完成を図ることが肝要である。当局の最善の処置を希望する。

四 道路損傷負担金の適時賦課と徵收方法について
 本件は過去監査の際或いは決算審査の都度改善事項として指摘してきた事柄であるが今猶改善されて居らず問題を残してゐる様である。即ち該負担金の現行の賦課方法は年度上半期、下半期の二期に分ち夫々各土木出張所より縣に車輛數の報告を爲しそれにより負担額の決定通知をした上で納入義務者より徵收する順序になつてゐるがその報告並びに通知が甚だしく遅れる爲

め時期的のズレを生じ半期分が次年度え繰越される様な結果を生じ又ズレのない場合でも当該年度出納閉鎖迄に徵收困難で各出張所共大部分を未收としている実狀である。又これが徵收は自動車所有者の場合比較的容易に收納出来るが馬車所有者の場合は現在出張所の當該事務担当者だけでは徵收困難であつて寧ろ不可能に近いものがある。特に從前（戦時中以來一昨年位迄）これ等業者は小運搬組合に加入して居たので組合費と共に各地單位組合が一括納入してゐた關係上容易に收納し得られた模様であるが現在はこの組合は有名無実であり中には解散しているものもあるようである、從つて各納入義務者え納領告知書を發行し收納しているが納入するものは極めて稀れで大半が滞納している状況であつて土木出張所はこれ等滞納者に対する強制徵收権がないので困つてゐる実状である。尙馬車に対する負担金賦課廢止の是非論や税えの移譲説もある様であるが縣の財政情況や自動車業者との均衡その他事情からしてにわかに即断出來ないが當局は慎重考究す

る問題と思う。尙賦課金額も歲出の道路維持修繕費精算額に対し定率により賦課する關係もあつて年々増加する傾向もあり又性質が所謂協力的負担金である事情もあつて徵收を一層困難ならしめてゐるので毎年一定額に限定し負担せしめることも徵收を容易ならしめる一策と思う何れにしても該負担金は各出張所事務の中の大きな瘤となつてゐる様である。要は賦課方法、時期、徵收の簡易化等一連の問題について合理的に處理が出来る様速かに考究すべき事柄である。

(4) 生産收入金の未納防止について

河川產物の売却代金はその收納手続上兎角調定洩れとなつたり又未收が生じ易いので認可指令交付と同時に代金の收納を図る様にしなければならない。即ち生産物売払代金は物品の交付前に徵收することに規定され居り又一旦未收となつた場合はこれを徵收する爲めに繁鎖な手数を要するので考慮すべきである。

(5) 各種認可、許可等の権限を出張所長え移譲について
 本件についても昨年の監査の際にも指摘した事柄であ

00731

るが道路及び河川占用等の継続許可のみは所長の権限に移されたけれ共新規の使用許可のものやその他沿道工作物許可、屋外廣告物許可、臨時建築制限規則による許可、市街地建築物法認可及許可等各種のものゝ許可権は所長の権限外にあり現在一々縣に進達していがこれ等の中重要度を検討し成るべく大巾に出張所長の権限に移すことが能率的であり縣民の便宜と考えられるので考究すべきである。

(八) 河川道路屋外廣告等にして無許可のものゝ監視について

道路、河川、堤塘、屋外廣告物その他許可を得て使用又は執行するものゝ中には無許可の儘所定の使用料又は手数料を納入せずして使用又は執行しているものが相当件数あるものと推測されるがこれが取締は兎角緩慢に流れる傾がある。譬如倉吉管内の屋外廣告物の許可を受けた件数二十一件あるに不拘鳥取米子管内には一件もないと謂つた矛盾せる状況であり其の他道路或いは河川無断専用もありがちにつきこれが取締りは

一層厳格にすべきである。これは各出張所共職員数の関係で内部事務に追われる爲め監視の行届かない事情もあるかも知れないが努めて取締を嚴にし違反者ながらしむる様心掛けるべきである。

(九) 収入関係事務処理について

出張所収入事務の主なるものは河川、道路、堤防占用料金、河川產物売払代の収入事務であるが從來より支出関係及び物品出納事務或いはその他の一般事務に比べ処理が甚だ遅延している状況である。これはその性質内容が直接事業に關係を有せず又許認可又は賦課手續より収入迄の事務処理が煩雑な關係もあつて兎角延滞し勝ちとなり又放慢に流れるものと考えられるが遅延すればする程処理完結に困難を生ずるにつき今後急速処理する様格段の努力が望ましい。

(十) 縣道の改修工事の計画実施について

縣道の修繕或いは改修工事は僅少の予算の枠内にあり

00732

ながらも漸次施工されつゝあるもこれが施工箇所を見るに有力者のある地方は比較的行われているようであるが然らざる処は全く残されている觀がある。これでは産業開発の上からしても將亦教育交通上から見ても甚だ遺憾につき普遍的に年次計画を樹て改修施工することが望ましい。

郡家土木出張所 昭和二十五年六月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

監査概評

一、各種工事は何れも予定通り完成し良好と認めた、その主なるものは

- (1) 道路改良工事 国道二十号 一千六百万円
- (2) 砂利道補修工事 線外二線 三百十一万余円
- (3) 橋梁架換並補修工事 十四橋 四百五十二万余円
- (4) 河川堤防修繕工事 五ヶ所 二十八万余円
- (5) 八東川通常砂防工事 一ヶ所 三百五万余円

(6) 千代川築堤掘鑿盛土工事 一千三百八万余円
 (7) 八東川、千代川災害防除工事 二百四十五万余円
 (8) 二十二年 災害復旧工事 十七ヶ所 一千八百
 (9) 二十三年同 二十ヶ所 八百六万余円
 (10) 二十四年同 十五ヶ所 三百六十一万余円

二、本管内多年の懸案であつた最大工事の国道二十号線戸倉峠附近の道路改良工事は二十四年度その第一期として延長一、四糠を一千五百万円(直営)を以つて施工完成したことは結構である。これに引続き二期工事として二十五年度延長一糠を工費一千万円を以つて施工しているが兵庫県との交通上又産業上の交易発展に貢献するものとして期待するものである。尙六年度以降は国直轄工事として施工予定の趣である。

三、本管内各河川も根雨土木管内河川と同様急流にして土砂が流失し上流部は河床低下、下流部は隆起して居り從つて豪雨の際は堤防、護岸、道路を損壊すること必至である。二十四年度三百余万円を以つて僅か一ヶ所を施工し居るも災害防除として砂防工事に重点を

置くことが肝要である。

四、会計經理は適正と認め又その他事務の処理状況は大体良好であつたが左記事項は注意すべきである。

(1) 道路占用料(軒担)は二十年三月末限り期間満了せるも継続願が未提出で目下当所にて願書を作製し手續せしめるべく手配中であつたが急速に処置して調定收入すべきである。尙電柱分及河川占用分も二

十四年度以降分未調定になつてるので同様処理すべきである。

(2) 道路損傷負担金は二十四年度上半期分は大半未收となつてるので收納方努力すべきである。その他

二十三年度分及二十四年度分共に道路及堤塘使用料

生産物売扱代、道路損傷負担金等で未收となつてゐるもののが相当件数あるので急速收納すべである。

工事用資材物品は設計書に掲上されているもので

(3) 府縣道改良工事
砂利道補修工事
鋪裝道補修工事

鳥取城崎線外七線
網代岩井線外七線
国道二十号線外三線

四百八万余円
五百三十八万余円
一百六万余円

も総べて物品購入伺簿又は正規の稟伺により購入することに留意すべきである。

(4) 建設業法により寄附ありたる際は採用願を受けて収納すべきである。

(5) 備品の出納記帳は不充分につき至急現品と照合点検し記帳整理爲し置くべきである。尙備品貸与簿も同様整理すべきである。

(6) 支出關係その他一般事務の処理は良好である。

鳥取土木出張所 昭和二十五年六月十一日監査
監査委員 保木本徳太郎

監査概評

一、管内各種工事は町村補助工事の一部を次年度に繰越のものがあつたが縣工事は予定通り全部完成し良好であつた、その主なるものは

(4) 重要幹線街路工事	大岩停車場線	七十四万円
(5) 橋梁架換並補修工事	青谷大橋外十八橋	三百九十七万余円
(6) 日置川、大路川、塩見川改良工事		二千三百二十三万余円
(7) 天神川、未用川、野坂川、河内川災害防除工事		五百十七万余円
(8) 烏取港維持浚渫外工事		二百六十二万余円
(9) 砂防工事小田川流域、荒金川外三川工事		四百二十六万余円
(10) 二十二年災害工事	三ヶ所	三百三十万余円
(11) 二十三年同	四十五ヶ所	一千一百五十五万余円
(12) 二十四年同	二十ヶ所	六百七十六万余円
		五百八十五万余円
		一百十四万円
(1) 道路改良 国道十八号線 宝木村 二八二米(宝木、酒津間隧道一二三米を含む)		三百萬円
(2) 道路改良(道路拡張)府縣道 蒲生鳥取線 宇倍野村	一八三米	二百五十万円
(3) 橋梁架換 恩志橋 本庄村		五百八十五万余円
(4) 橋梁塗装 国道十八号線 千代橋 行徳・大正村間		一百十四万円

二、二十五年度施工予定の中次の主要工事は予ねてから當該地方民の要望もあり又地方産業開発上から謂つても是非必要の工事につき急速着工完成せしめられるよう配意せられたい。

(1) 道路改良 国道十八号線 宝木村 二八二米(宝木、酒津間隧道一二三米を含む)

(2) 道路改良(道路拡張)府縣道 蒲生鳥取線 宇倍野村

(3) 橋梁架換 恩志橋 本庄村

(4) 橋梁塗装 国道十八号線 千代橋 行徳・大正村間

三、会計經理は適正と認めその他事務の処理状況も大体良好であるが次の事項は今後注意すべきである。

(1) 河川及道路占用期限が二十五年三月末限りのもの

が大半であり目下更新方手配中であつたが急速更新手続を探らしむべきである。

尙河川占用分で二十三年度限りで期限満了のものも

險を及ぼしたので應急的仮護岸工事を施行し浸蝕を
喰止めていたが早急根本的浸蝕防止工事を必要と認
む。

三、継代港、田後港は遠洋漁業の基地として将来期待するものがあるが水產課と連繫し漁港施設規模を増大し本縣產業開發の開港場として躍進せしむべきが充分に認められる。尙將來兩港を山陰隨一の避難港に指定さるゝならば種々の点において有利と思考されるので地元民並に關係當局は強力中央に対しその實現方を要請すべきである。

四、港湾工事は他の一般土木工事に比し特殊技術を要し特に土木出張所の所管せる港湾工事は一元的に縣下港湾修築事務所（東西二ヶ所位）を設置し専属せしめ本縣港灣行政を強力に推進せしむべき必要が認められる特に港灣工事は陸上工事と異り海中工事であり機械船舶類を要し僅かな工事に対しても莫大な工事費を投入ししかもその成果の良否は一に懸つて専門技術者に負う所が多いが本縣の如く沿岸に多くの漁港を有する点

(1)	砂利道補修工事	国道十九号線外四線	二五、五糸
(2)	舗装道補修工事	国道十八号線外三線	二百十五万円
(3)	名和永久橋架設外架換補修或いは日野橋塗装	八百十九万余円	五百三十一万余円
(4)	小松谷川改良工事	右岸築堤	七、八糸
(5)	佐陀川改良工事	右岸築堤 一、六〇〇米 縣地区内 一千五百万円	尙引続き二十五年度にて左岸築堤を施工中 一、一五〇米 七百万円

米子土木出張所	監査概評	昭和二十五年六月二十一日監査
	監査委員 岸 本 政 嘉	
	同 倉 繁 良	
	柳 谷 保 一	
一、各種工事は何れも予定通り完成し良好と認めた。そ の主なるものは	逸	

からして今一段と港灣技術陣の強化が必要ではないかと思う。尙船員三名を常用人夫として船舶類の維持管理に当らせて居るが工事施工上將亦船舶の維持管理上種々不都合を生じてゐる実情からしてこれを専任職員にすべきが至当と認められる。

00739

(11) 防砂堤復旧工事
同皆生海岸
境 港
四百九十九万余円 同 五二%

六百十七万余円 同 七九%

二、当管内の懸案事項

(1) 道笑町鉄道踏切立体交叉による道路改良

(2) 米子境間府縣道を外浜内浜兩街道中間道路改修

(3) 米子市よりする大山登山バス道路改修

右事業は何れも夫々の実状より推し又今後の必要性から考え実現せしむべきものであるが特に(1)の工事は各方面の多年の懸案であるから急速に実現を期すべく關係當局の努力を望むものである。

三、会計經理は適正と認め又その他事務の処理状況は良好であつたが左記の事項は注意すべきである。

(1) 河川及道路占用許可期限満了のものを継続占用手続きをせしめずして手数料を調定收入しあるものが見受られたが台帳整理上から謂つても妥当でないので申請手続せしめるべきである。

(2) 道路損傷負担金の大半は未収となつてゐるので收納に努力すべきである。

監査概評
境港務所 昭和二十五年六月二十二日監査
監査委員 岸本政嘉 同 保木本徳太郎
同 柳谷保一 會繁良逸

00740

一、昭和二十四年度内境港に於ける船舶及び貨物の動き
は左表の通りであるが近き将来移出入貿易の振興を予想するとき現在の機橋及び上屋倉庫の状況では甚だ心もとないものがある。荷積卸用棧橋は一部欠壊して居り從つて延長も短かく残部の木造棧橋は早晩欠壊の惧れが多分にある。又上屋は雨漏その他周壁の腐朽により全面的に補強構築をしなければ用をなさない迄になるので考慮されるべきである。現在一号上屋は補修中の様であつたが姑息的修理では水持しない。尙二号三号も根本的補修が急がれる実状にある。將來境港の発展を図る上においてもこれ等は何とか適当な処置を講すべき事柄と考えられる。

昭和二十四年度内船舶並貨物の動き

(1) 入港船舶 二九、三三隻 八四七、八五頓
(2) 移出貨物 二九、二六頓 八四、〇五、九〇円
(3) 移出貨物 三〇、八二頓 一、四九七、五四、三四七円
(4) 輸出貨物 三、七七五頓 一、三、〇三、八〇円

二、境港入港船舶給水に際し貯水庫がないため夜間の給

水等の場合水源地からの流水は相当時間要し、双方共不便を感じてゐる。水産業会所屬船舶に専用貯水庫による利便あるに鑑み縣においても給水施設としてこれを設備することは必要と思う。

三、入港の船舶が岸壁使用の場合申請により手数料を納入せしめているが、係員が毎日巡回して繫留船舶の捕捉に当らねば手数料の徵收が困難である。又申請書の提出も繁鎖で兎角これを回避する傾向にある。以上の状況から考えてこれが取扱並に手数料徵收を簡素化すべく考究する必要があると思う。

四、經理その他事務の処理状況は概ね良好であるが、次の事項を注意すべきである。

(1) 土地並上屋その他使用の期限満了のもの、期間更新申請手続をせしめてないものがあるので急速手続をさせるべきである。尙これがため年度内に調定せず二十五年度において調定收入したものが一万一千余円ある。

然とすべきである。

- (3) 支出關係現金物品出納その他一般事務の処理は良好である。

尙二十五年度は土地區劃整理事業として換地予定地指定期により

境戰災復興事務所 昭和二十五年六月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一
同 保 木 本 德 太 郎
同 倉 繁 良 逸

監査概評

一、境特別都市計画事業は戰災地域四万八千坪を昭和二十二年度より五ヶ年計画を以つて実施中の處、工費の大巾削減に伴ない一ヶ年繰上げ二十五年度を以つて一廈終了予定の様であるが二十四年度施工の左記工事は予定通り完成し良好である。

記

戰災復興事業 三百七十万円

重要幹線街路事業 一百四十二万円

都市計画事業 三十七万余円

二、土地區画整理事業と併行して処理されるべき換地精算事務が兎角遅れる傾向にあるので、土地評價を急き登記事務の急速完了を図り他の同地域有権者へ迷惑を及ぼさないよう事業の円滑遂行を図るべきである。尙本年度行わるべき家屋移転をする残り二十八戸についても同様の点につき注意し努力すべきである。

三、戰災復興事業と併行して二十五年一月より六月迄一日平均五十人の就労人員にて緊急失業対策事業を実施する。

し、主として戰災地域内の清掃整地工事（工費一百六十万余円）が施工されたが、これに引続き七月より境余子間の産業道路開発をして失業対策と建設工事兩々の目的の完遂を図っている。

四、經理その他の事務事業は適正であり良好と認めた。

根雨土木出張所 昭和二十五年六月二十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一
同 保 木 本 德 太 郎
同 倉 繁 良 逸

監査概評

一、管内各種工事は予定通り完成し良好と認めた。その主なるものは

- | | | | |
|----------------|-----------------|--------|-----------|
| (1) 道路改良工事 | 鳥取廣島線（多里）外三線 | 一、三〇二糸 | 三百八十余万円 |
| (2) 砂利道補修工事 | 国道十八号線（溝口根雨）外一線 | 一、〇九二糸 | 一百六十万余円 |
| (3) 通常砂防工事 | 船谷川、横路川、白水川、石見川 | | 三百七十三万余円 |
| (4) 災害防除工事 | 板井原川、日野川 | | 二百五十三万余円 |
| (5) 橋梁補修工事 | 霞安來線（古都橋外十一橋） | | 二百十八万余円 |
| (6) 二十二年灾害各種工事 | 二十四ヶ所 | | 九十四万余円 |
| (7) 二十三年灾害各種工事 | 七十一ヶ所 | | 二千三百二十三万円 |
| (8) 二十四年灾害各種工事 | 十五ヶ所 | | 三百四十九万余円 |

二、当管内諸河川は中國山脈より發する急流により土砂を崩壊し上流部は河床低下するに反し、下流部は流失

土砂のため漸次河床隆起しつゝあり爲めに豪雨の際に氾濫し、地勢上届曲多いため堤防護岸道路を破壊す

00741

る状況である。従つて災害復旧箇所及び工費は他管内に比し多大である。これが防除として特に砂除工事を必要と認められるので他管内より一層重点的に施工することに留意すべきである。又道路の開発は豊富なる奥部資源開発の根本であり、計画的に遂行すべきである。

(備考)二十四年度砂防工事四ヶ所三百七十三万円

三、管内は狹少であるが各年災害復旧工事は他管内に比較して工事箇所が多い。これ等施工上の現場監督及び事務量から見て所長以下職員十五名（道路工夫小使を除く）では万全を期することは困難ではないかと思う。現在臨時職員（人夫名儀）七名を傭入補足し漸く執行して居るものゝ、責任ある事務或いは現場指導は任しえず從つて能率的に見て実績を揚げ得られない状況である、依つて若干の職員の増員を必要と認めた。

四、会計経理は適正と認めた。事務の処理状況も全般的に見て良好であるが今一層努力し整理されたい。尙左記事項は今後注意及び整理すべきである。

監査概評 同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 逸

一、各種工事は予定通り完成し良好と認めた。その主なるものは

- | | | | |
|---------------------------|------------|--------|----------|
| (1) 道路改良工事 | 倉吉津山線外二線 | 一、六三五糸 | 四百七十万円 |
| (2) 砂利道補修工事 | 六路線（直営） | | |
| (3) 橋梁架換並補修工事 | 十二橋（請負） | | 五百五十四万余円 |
| (4) 補裝道補修工事 | 一ヶ所（倉吉） | | 二十七万余円 |
| (5) 道路災害防除工事 | 国道十八号線（泊村） | | 一百三十一万余円 |
| (6) 矢送川、小鴨川、竹田川、國府川災害防除工事 | | | 二百五十五万余円 |
| (7) 通常砂防工事加勢蛇川外四河川 | | | 五百七十八万余円 |
| (8) 二十二年災害復旧工事 | 一ヶ所 | | 三十七万円 |
| (9) 二十三年同 | 四十一ヶ所 | | 一千六十五万余円 |
| (10) 二十四年同 | 八ヶ所 | | 二百七十六万余円 |

二、本管内に於ける各河川の改良工事は本年度内には災害復旧による堤防護岸復旧の小工事十余ヶ所の外見るべきものがない。道路においても全然荒廃に委せられたるところあり産業交通上極めて遺憾である。

倉吉土木出張所 昭和二十五年六月二十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

(1) 河川及び道路占用期限昭和二十四年三月末限りのものが大部分につき急速更新手続をさせ收納を図るべきである。尙道路分は昭和二十一年三月限りで占用期間満了更新せしむべきもの一、二あつたので至急処置すべきである。

(2) 道路損傷負担金で相当額が未收となつてるので急速收納する様努力すべきである。

(3) 建設業法寄附金は寄附人の採納願による意志表示が必要である。

(4) 各種工事台帳の記帳整理はその都度厳格にすべきである。

(5) 市外電話通話料が相当多額支出されて居り最高月額一万六百三十二円、最少月額六千四百二十四円であるが今少し節減に努めるべきである。

(6) 支出關係、物品出納、現金出納その他一般事務は概ね良好である。

三、会計経理は適正と認めたが左記事項は今後充分注意すべきである。

(1) 河川道路占用料は二十四年度迄の分は調定済であるが中に調定洩れのものが散見されたので調定の上

収納処置すべきである。尙調定後未収額も相当額あるので早く納入せしむべきである。

(2) 道路損傷負担金は大半が未収となつてるので收納につき努力すべきである。

(3) 河川産物採取許可台帳と採取申請書と金額その他で不突合のものがある、誤記と認めるも正確を期する様注意すべきである。

(4) 収入金の調定減額を必要とする際は根拠ある理由を記載し又証明書を要する場合にはこれを添附し正規の決裁を経て処理すべきである。

(5) 建設業法による寄附を受ける場合は寄附人の意志表示である採納願により収納すべきである。

(6) 直営工事関係の工事日誌、賃金台帳、人夫就労表の記帳整理は不充分につき厳格に記帳すべきである。

(7) 備品出納簿の記帳は厳格にすべきである。尙現物と照合し確認すべきである。

(8) 中国配電会社或いは倉吉町等より依託の道路掘鑿復旧工事費一万三千余円を手許保管していたが、歳

△監査公告第三十九号

地方自治法第百九十九條に基き昭和二十四年度にかかる各地方事務所の定期監査を執行しその結果を次の通り縣議会及び知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年十二月十一日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

保木本徳太郎

柳谷保一

倉繁良逸

地方事務所名

岩美地方事務所 昭和二十五年七月十三、十四日

八頭同 同 八月八日

八月二十七、二十八日

氣高同 同 八月三、四日

監査執行年月日

昭和二十五年七月十三、十四日

八月八日

八月二十七、二十八日

八月三、四日

00746

東伯同

同

八月十七、十八、十九日

西伯同

同

八月二十四、二十五、二十六日

日野同

同

九月四、五、六日

地方事務所の監査は早急に実施致したいと思つてゐたが漸く去る七月十三日より九月六日迄の間に於て延十六日間を以つて完了したのでその結果を報告するものである。

我々地方事務所の存廃とか整理統合或いは支店制えの改革等に關しては、縣當局及び縣議會を初め縣民一般からも既に種々と論議提唱され、又存置するにしてもそのあたり方等について鋭く批判されて來てゐるのであるが、今回監査の結果が多少なりとも今後の参考になれば幸いである。吾々監査委員として前記の如き存廃その他の根避けたいと思うが、現存する綜合的第一線機關としてのあり方について大いに改革すべき諸点を見出された訳である。

一、既に各方面から指摘されている如く、縣政事務の取次機関的存在であつて執行権限は極めて狹範囲であり、従つて配当予算が甚だ貧弱で遅く爲めに一々縣へ取次連絡し或いは指示を乞うて行動するので、勢い事務は複雑し能率は低下せざるを得ないし又事務事業の効率は減殺されることは免れ得ない。

二、事務事業の執行方針或いは内容を傳達の爲めその都度縣の各課各係で會議会合を開き、又双方の連絡往復を余議なくされるので経費と日数が不經濟である。

三、機構は弱体であり職員数及び待遇その他一般的にレベルが縣のそれに比し劣悪であるため事務事業の執行が貧弱となり不充分になることは否められない。又本府地方事務所間人事の交流は時々は必要と認めらるゝも、本府より地方事務所に転勤することを好まざる風あるを見る、待遇等に於いて差違なき様努められ寧ろ欣んで第一線に進出する如く希望する風にならしむる

00747

ことが必要であり、特に事務所長の勤続年数は概ね短期となり居るが如し、之が人選に付いては最も意を用い適材適所を得安定して治績を挙げしむる様留意が肝要である。

四、事務事業の執行に際し、縣と地方事務所の指導方針が喰違うことも又は末端の指導監督が重複し或いは執行方針、事務連絡の不充分等によりはかばかしく進捗せず又徹底しないため結果において縣民の信用度が薄く中央依存となり、地方事務所の存在意義を軽視されせん。事務所の配当予算は、所管せしめている事務事業に適応した予算を配当されて居らず、又その内示されは令達時期も兎角遅延の傾向にある。極言すれば遅ればせにあ目こぼし予算や搔き集め予算の配当を受けて縣政の末端事務を漸く処理するに止り、地方の実情に即応した事務事業を強力に爲し得られない憾みがある。

大体以上が現在の地方事務所における不備欠陥の要約である。

あるが、又地方事務所運営上の陥路となつて居る事柄でもあるので、これを是非改革することによつて縣民に直接繋りをもつ各地方事務所の機能を發揮せしむること、なり、延いては縣政を円滑にしかも効果的能率的ならしめ、直接縣民えの利益と福祉をもたらす所以につき焦眉の急として採り上げられなければならない問題と思考する。

別紙の各事項は各地方事務所共通の改善事項であつて、縣及び地方事務所双方の協調により是正されなければならぬが、特に縣の措置対策を必要とするものが多い。

以下次の通り記述することとする。

監査結果による各地方事務所の主要事項

一、地方事務所に対する権限移譲について

地方事務所に事務事業の執行を移譲若しくは或る程度行政権限を專決せしめることが良策と認めらるゝものが概ね左記の如くあるので縣当局の再考を促したい。

雇傭人の採用人事権を所長の専決事項復活 (岩) 所員の縣外出張を所長の専決事項とする (岩)

00748

統計職員を地方事務所定数に編入

民生委員法第五條の民生委員の推薦が町村

からあつた場合の辞令交付

労働分配米通帳の調製事務

現漁業協同組合育成指導事務

同 右 監査事務

漁業調整委員会事務局を地方事務所内に設置し地方事務所管掌事務にされたい

鮮魚水産加工品検査員の指導監督

農業改良普及技術員の連絡員を置き地方事務所と連結せしめる

森林土木事業(林道開設治山海岸砂防各事業)

有害鳥獣捕獲許可に関する事務
森林害虫驅除に関する事務

黃連増産事業

中小企業等協同組合関係事務

畜產行政(畜連或いはその他團体個人に実施されることが多い)

蜜蜂転飼条例第二條の許可申請書は所長経由するにとどめず実情及び意見を添える等に改められたい

蜜蜂転飼調整委員会規程中委員は養蜂業者を主体とせず蜜源所有代表者を増加すると共に委員会は縣に三地区或いは各郡単位に設置方考究されたい

火薬類の小口取扱許可事項 (西)

その主なる理由として現地の事情に精通しておること

又施工地が近距離であるため機動的であり能率的であること。施工者との連絡は常に緊密にとれ又個所の選定測量設計指導監督といつた一貫性により効果的である

ある。尤も地方事務所に移譲若しくは専決せしめることによつて不詳事件が生じ易いものとか重大な過誤の伴ない易いもの所謂弊害を生じ易い事務事業は除外すべきであるが、移譲に先立つて凡ゆる角度から慎重に検討することは無論必要である。

三、知事施策の傳達と所長会議等について

地方事務所長会議が時々開催されているも会議の内容は事務的事項のみにして施策方針と謂つた重要議事が余りないようである。縣議会で議決された多くの施策内容及びそれを実施するための予算、内容等について何等説明会も開いてないようであるが、第一線施行機関である地方事務所に充分承知せしめおくことが必要である。又予算編成に際しても所長の意見を聞く会議も開催されないようであるが、縣政の効果的執行を考えるならば今少し縣当局は参考すべき点があると思ふ。

尙各課毎に思い切って所長或いは課長、係長等を招集し会議を開催されているが、知事室企画課にて月内の招集計画を樹て成るべく纏めて会議するよう考慮すべきである。之に依り時間的にも経費の面でも余程節減され合理化される説である。

三、予算について

地方事務所の令達予算はその編成より執行までの間に

おける現在のあり方は至つて不合理であり不経済であり不平等であつて又事務事業執行上の効率を著しく低下せしめているものと認めざるを得ない。今後は左記の如く改善さるべきであることを痛感した。

(1) 各種事務事業主管課は予算編成に当り地方事務所の意見を聞いていないようであるから今後参考として充分聽取することが必要である。

(2) 予算編成の際縣と地方事務所共通的予算は縣分幾程、地方事務所分幾程と夫々に区分し縣会議案にも同様明示して置く。(現在地方事務所は各事業主管課に必要に迫られた際夫々乞食のように配付方を

懇請して廻り令達を受けている状況である)

(3) 議決になつた場合地方事務所配当分の予算は夫々主管課より地方事務所へ令達する。

(4) 地方事務所では年間の予算令達見込額並に令達時期が不明のため事務事業執行予定計画が樹てられず又円滑な予算経理を不可能にしている。従つて折角の事務事業の成果を減殺することとなるにつき議決

00750

された予算は令達に先づてその都度地方事務所に内示すること。

(5) 各地方事務所の事務事業量に適応した当該予算額

を計上すべきである。

(6) 予算は財源の見透が確認され次第執行適期に令達し成果をあげしめるようにする。

(7) 財源受入の関係のものもあると思うも各種予算共年度末期の第四・四半期(冬期間)に年間総額の五〇%以上が令達されている寒情からして勢い事務事業の執行が年度末に殺到することになり、従つて成

果が著しく減殺されている。

昭和二十四年度予算令達額課別配当率表(氣高地方事務所)

本 庁 課 名	一・四半期	予 算	令 達	額
庶 務 課	一・四半期	二・四半期	三・四半期	四・四半期
地 方 課	三、一八 (二)	七九、三九 (一八)	一〇八、一九 (二八)	三四、三〇 (五四)
厚 生 課	三、七〇 (四)	三、六五 (三八)	三、二九 (二九)	一、一〇、五九 (九)
				六八、一〇三 (七九)
				二八、一七六 (七九)
				三三、四〇 (三九)

00751

00752

科 目	昭和二十四年度予算令達料目別配当率表（氣高地方事務所）					
	旅 行 費	消 耗 品 費	印 刷 製 本 費	通 信 運 搬 費	燃 料 費	水 產 課 商 工 課 耕 地 課 計
一・四半期	三、六三 (一〇)	六、九九 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	三、三三 (一)
二・四半期	六、九九 (一〇)	九、九九 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	四、四九 (一)
三・四半期	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一)
四・四半期	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一)
計	三、六三 (一〇)	九、九九 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、三三 (一)
内	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一)
三月分	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一〇)	一、〇四 (一)
額	三、六三 (一〇)	九、九九 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、〇八 (一〇)	三、三三 (一)

論文()

昭和二十四年度予算令達料目別配当率表（氣高地方事務所）

旅費本品耗消

(一) 國	中華人民共和國
(二) 政	中國人民政治協商會議
(三) 旗	五星紅旗
(四) 集	《義勇軍進行曲》
(五) 言	愛護公共財物
(六) 時	革命道德
(七) 級	人民民主專政
(八) 聲	人民民主統一戰線
(九) 勳	人民英雄紀念碑
(十) 譜	人民英雄頌
(十一) 詞	人民英雄歌
(十二) 聲	人民英雄詩
(十三) 章	人民英雄歌詞
(十四) 曲	人民英雄歌譜
(十五) 文	人民英雄歌文
(十六) 詞	人民英雄歌詞
(十七) 曲	人民英雄歌譜
(十八) 文	人民英雄歌文

四〇九、九三
五〇〇、九八
巽五、九二
一三六
三九

註()内の
計 繕 告 品 費 費 費 費
料 料 金 費 費 費 費

八四、 泰	三十六、 泰	三十六、 泰	三十六、 泰
一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰
一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰
一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰
一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰	一六、 泰

事業執行上一年間一覧入

二四
する

款	社會及び勞働施設費	
項	保護費	九、六〇五
目	行政費	三〇四、六五六
項	生活保護費	四八〇
社	會福社費	四八〇
會		七三、〇二八
福		七三、〇二八
社		一、七、九〇五
費		一一七、九〇五
		二・二九
		二・二九
		三・一五
		三・一五
		六五
		六五
		六五

00755

目世 話 費

一

三〇〇〇

〇・〇

四、事務事業量適応の予算配当について

縣各課の地方事務所に対する予算配当状況は事務事業量を考慮せず御都合主義の配当と見られるものがある。譬えば八頭及び日野地方事務所に海岸砂防地林事業費を夫々七、八万円程度を配当し、縣行造林事業を主管せしめ乍らこれが旅費は僅か一百円と謂つた状態、又農地の交換分合或いは同和事業、露店営業許可は相当の事務量を有するも経費を全然配当せず、農業振興対策事業は重要にして第一線機関として活潑なる活動を要する事業にも不拘一地方事務所当り一万円前後と謂つた僅少額である。これはその中の一例であるが他に多くのこれと大同小異のものが見受けられる。これでは予算目的遂行の原則に反するので、事務事業量適応額の経費を配当し強力施策の完遂を図らしめるべきである。

五、地方事務所人事について

在任せしめるべきである。

六、所長交際費について

第一線執行機關としての現在の交際費額では不充分と思う。即ち多方面との交際を必要とし又表面に表われない種々難多なしかも困難な現地行政を執行する上には今少し考慮すべき余地があると思う。若し交際費の増額が不可能ならば當該事務事業費中の食糧費或いは分担金の増額によりこれを支弁せしめることも考えなければならない。

七、事務の代決後閱その他事務の処理について

各地方事務所共全般的に見て良好とは謂えない。尤も在勝ちの關係のためであろうが今一段と迅速適正処理に努めるべきである。即ち

- (1) 書類の受付——起案——決算——施行迄の期間が現地機関のため外來者との応接に忙殺され又出張し不容易のものがある。
- (2) 起案及び施行月日の記載していないもの、施行者の捺印のないものが相当件数ある。(日野は良好)

八、諸規定の改廃について

地方事務所事務処理上の基範となる地方事務所処務規程、所長專決規程、地方事務官委任事項は戦時中制定されて以來局部的改正されてゐるものゝ、現在に即応しない戦時中の該当條項が未だ残つてゐる。急速に全面的改正をし事務処理上の指針とすべきである。

各地方事務所の陣容は縣の場合に比較して総体的に下級者が多く弱体であることは否定し得られない。この度地方事務所管掌の事務事業の概要につき検討した結果、地方事務所に権限を移譲するが適當と認められた次多くの事項が見出されたのが、これと相俟つて有能上級者を配置し陣容の強化が必要と認められた次第である。又縣庁を主体とした人事異動の場合地方事務所にも波及し大きく影響を与えて居り爲めに地方事務所の事務事業執行に支障を及すことも考慮されるべきである。次に縣より地方事務所へ転勤の場合左遷との觀念が一般にあるようであるが、そのような人事異動はなるべく避けることが必要であるし、又少くとも係長以上的人事は一應所長の意見を参考に聽取し執行することも考えるべきである。尙所長の在任期間は概して短期間であるため計画的に事務事業の執行も困難と認められるので安定して治績を挙げしめる様相当期間

00756

00757

九、簿冊名の統一並に編纂保管について

各地方事務所の簿冊名に統一を欠くものが多く見受けられ又分類別編綴も思いの綴込を爲しているものがある。町村役場における事務整理のための帳簿及び文書綴の分類は規程により明確にされておるが、縣においてもこれと同様に一定の帳簿文書綴名を主管課別に明示しておくことが必要と思う。又文書編纂保管については一応規定されているがこれは何處共遵られていない。小さい事柄の様であるけれども事務事業の處理執行上の基盤となる文書の取扱は常に厳格にして置かなければならぬ。

文書の処理や編纂保管のだらしのない所の事務事業は能率や成果が揚っていない証左とも謂えよう。

一〇、地方事務所庁舎の拡張について
縣民と接觸の多い各地方事務所はそれに応接し執務する上で事務室が全般的に狭く又小室に仕切られているので不便を感じているようである。特に東伯及び八頭の場合一課或いは一係内において夫々の小室に分割さ

れでいるので課長或いは係間の連絡も不充分となりがちであり、又課の統一を図る上に多大の不便困難を感じてゐるので増築の必要があるし、又岩美は建物が老朽のため蔭鬱につき改裝補修の要がある。又倉庫がないので業務上の諸物資或いは古い簿冊文書の保管上有大多の困難を感じてゐる。西伯の会議場（二階）の床板が腐蝕して居て振動烈しく多人数の集合の場合は甚だ危険である。

以上の概況からして最少限度の増築或いは改造は必要と認められる。

尙理想的に謂つて縣民及び町村吏員が所用のため來所した場合簡易な書類の作製や晝食の出来る程度の控室位はほしいものである。

一一、トラック又はジープの備付について
現地行政の機動性を図る上には是非必要につき各所へ

00758

順次備付け事務事業の効率を図ることが必要である。

一二、町村行財政指導監査について

総務課庶務係の管掌事務の中最も重要で重点的且積極的に実施しなければならない事務であることは多言を要しないところであるが、二十四年度内にて実施していける各所管内町村数は岩美三、八頭一〇、氣高六、東伯三、西伯二、日野〇、と謂つた状況であつて、八頭は稍々良好であるが総体的に見て低調と謂うべきである。一方町村自治の現状を見れば地方自治制度の改革により又矢纏早にある諸法令の制定改廢等のため勢い町村長を初め吏員は事務に不慣れとなり行政智識に不充分の点がないでもない。又事務内容も複雑繁鎖であつてこれが処理執行に忙殺されているようである。他面町村民は段々と地方自治に関心を持つようになり意見の対立や双方感情のもつれ等から彼處此處の町村に相当深刻な紛争を生ぜしめているようであるが、今後改正地方税法により町村行政も益々困難を想像されるので円滑なる町村行政を運営せしめるため強力にこれが

指導を実施すべきである。

一三、財務職員の増員と質的向上について

財務課の業務は外勤事務が多いので従つて内務事務の整理が疎かになり勝のようである。又事務も他のそれと異なり相当の経験と研究を必要とするが人事異動とか所内の勤務替により経験者が比較的少ないようである。地方税法改正に依り愈々財務事務の重要性を痛感される時人員の増員と職員の質的向上を図ることが必要である。尙新地方税法公布と同時に国税徵收法の一部改正により先取特權が解消されたので早期に徵收することが重要となつてゐる。

一四、徵稅成績表彰制度について

各地方事務所の徵稅成績により毎年度等級を附し表彰し徵稅成績の向上を図るために又稅務職員の慰勞激励の意味を以つてされてゐる主旨は眞に結構と思うも、等級順位決定の條件を徵稅率のみによることは中に誤れる競争意識により調定減額をすべからざるもの年度末に到り徒らに減額し徵收率の上昇を図るような弊害

00759

を生ぜしめないと限らないので、これを徴税率のみに限定せず日常における税務全般の処理成績その他の状況を慎重に検討した上で表彰することが肝要ではないかと思う。

一五、県税の歳入予算令達について

各地方事務所に対し県税及び縣税外歳入予算令達を行つていいのは一面苛烈誅求となる惧れがないでもないで今後令達されることが望ましい。

一六、納稅貯蓄組合の設立について

縣下に自主的な納稅貯蓄組合は各所に出来つゝあるも各地方事務所共これが積極的な努力が払われていないようである。今後一層組合の設立方に努力さるべきである。

一七、課税の再審査について

主として事業税の課税に対し再審査請求のあつた件数は非常に多く正規の書面申請によるもので最も多い所で課税総件数の四割八分と謂つた多數に上つており大体において各所共その件数が多い。しかもその大部分

が大なれ小なれ修正減額されている実情であるがこれでは賦課に二重の手数を要し、しかも課税の信頼性を失うこととなるので当初賦課の際は慎重調査し賦課決定することが肝要である。他の税目についても課稅上の調査不充分又は誤認等によりこれと同様調定減額されているものが相当あつたが、一旦賦課決定したもの簡単に減額することができないよう調定に先きだち慎重に調査しなければいけない。

尙お調定減額の決定の際その事由が記載なきもの、理由根拠の薄弱なものも相当見受けられたがこれ亦明確にして置くべきである。

一八、飲食税賦課徵收について

本税の賦課徵收については各所共相当の苦労と努力をしていることは認めらるも、現在の賦課方法は無理の面がないでもない。申告制の本税ではあるが申告するものは稀で（日野管内は申告額が過少ではあるらしいが業者の三分の二程度は毎月申告している）勢い業者の所得税額或いは前年度の本税納稅額を主要参考と

00760

した推定課税ならざるを得ない。この推定課税の資料とし又異議申立の反証となるものゝ蒐集に苦労しているのが実態である。従つて業者の自覚による外は厳密適正課税は困難と認めざるを得ないが、縣よりの各所別徵集目標額を内示する点で無理を生ずるようである。又各所間、各業者間の課税額均衡の問題、序列の問題等があるがこれらを慎重に比較検討することも大いに必要であろう。何れにしても本税の適正課税することに努めるべきである。

一九、入場税の檢稅と滯納防止について

入場税の檢稅は不充分のようである。今回の縣税賦課徵收條例で脱税防止策は二応顧慮されていいるが隨時拔打檢稅が必要である。尙お臨時開催興業の場合の徵稅は從前附加税があつた關係で町村が協力的であつたが今回の税法改正でこれが附加税廢止されたため非協力の傾向になりつゝある模様であるが、これら臨時開催興業の脱税防止に対する何等かの対策が必要と思う。

又各所管内共三ヶ月乃至六ヶ月目位の滯納があるがこれ

れは税の性質上嚴重納入せしめるよう处置せらるべきである。

二〇、縣税徵收金收納措置の迅速化について

徵收金の現金引継が遅れ勝であり従つて左記の通り縣金庫えの払込も著しく遲延して甚だ遺憾である。但し東伯、日野兩事務所は徵收当日或いは翌日払込まれていて良好である。尙氣高、西伯兩事務所は日々の徵收金額と現領書及び復命書による金額と符合して主任出納員に引継されておらず、端数金額は徵收員の手許保管としているがこれらは全部符合せしめ現金引継簿により日々嚴重引継ぐべきである。

岩 美（銀行預金とし一時保管、月一回払込）

八 頭（三日乃至五日整理期間中保管し払込）

氣 高（銀行預金とし一時保管、月一回払込）

東 伯（当日或いは翌日引継払込）

西 伯（銀行預金とし一時保管、月一回払込）

二一、延滞金納入免除取扱について

徴稅員の獨斷免除の傾向がある。眞に已むを得ないもの（法規に定める該當者以外）の措置については充分検討し決裁を得てなすべきである。

二三、電氣瓦斯稅の檢稅について

電氣稅の場合は縣において賦課徵收されているが、瓦斯稅は地方事務所に委任されている。この間の事情が判然としなかつたが瓦斯稅は全然檢稅されていないのは遺憾である。

電氣稅の場合縣において嚴重檢稅されているかどうか。

二三、民生關係事務事業の執行について

民生關係各種事務事業は多岐多端であり特に地方事務所の場合その処理に追われている状況である。即ち消極的事務処理の外に積極的に指導査察等を執行する必要があるにも拘らず各所厚生係員四名（八頭、東伯六名）程度であり又それに対する経費は到つて不充分で積極的に執行はされていない。即ち

(1) 保護者の実態調査は各所獨自で各町村を督励して実行せしめ差給、洩給の防止を図る必要がある。

(2) 地方事務所に保護者の相談所を設け町村と連絡を密にし就職、社会、医療等夫々の機関との斡旋の労をとる等積極的に自力更生指導が必要である。

(3) 民生委員、兒童委員の活動に積極的指導が望ましい。

(4) 保護者に対する扶助金の町村經理或いは厚生施設、兒童施設の運営状況等の査察指導は殆んど顧られていないのでこれをする必要がある。

(5) 国保事業の再建指導は殆んど顧られていないので強力なる指導が必要である。（氣高は良好）

二四、母子福祉対策について

母子福祉対策については最近やかましくいわれ、縣当局も既に相当研究しているものと思はれるも實質的には何ら考慮されていない。特に未亡人の生活環境は極めて複雑であり從つて援護対策も多岐に亘ると思われるがこれに即応するような方法が必要である。母子会の結成は殆んど各町村に設置されつゝあるようであるのでこの盛り上つた機会に積極的対策を樹立すべきである。

00762

ある。尙お縣は母子会結成町村一千百ヶ町村の予算を計上の趣きなるも縣下全町村分計上方要望している。

二五、同和事業対策について

同和事業対策協議会（仮称）を設立し一般社会の啓蒙とこれが改善事業をなさんと種々計画しているようであるが、啓蒙運動の経費さえ皆無につき當局は善処すべきである。尙お氣高地方事務所においては憲法の主旨からして前記協議会を設置すること自体が差別を意味することとなるので目下考慮中のことであつたが一考すべき問題であろう。

二六、各種事業に対する補助金及び交付金の經理並に事務査察の励行について

一般に放漫にされていいる傾向にあるので査察の励行に努むべきである。

保護費の經理状況

児童福祉措置費及び施設費

各町村

施設管理者

（主として町村）

国保給付状況

保護施設

町村國保組合

農地改革事業費 各町村農地委員会

農業調整委員会費

各町村

二七、經濟課の機構改革について

六係四十名乃至八十二名を擁する各地方事務所經濟課は数え切れない程の各種業務を掌理しているがこれを統轄する課長はそれ等の事項を掌握することは極めて困難である。従つて特別重要事項以外は係長委せと謂つた実情であるので東、西伯程度は農林課、農地課に分離して夫々専門的立場において執行せしめることが効果的であり課の統一を図る上においても良策と認められる。

二八、經濟課庶務係の活動強化について

各地方事務所の首領係は係長以下四名乃至五名を擁し事務は物資配給、露天營業許可、觀光、貿易、中小企業對振興策、同協同組合育成指導、水産業務、地代家賃統制物價と何れも重要施策を一應管掌しているが、その執行内容は到つて空虚であり同係は重要な存在價值を有していないようである。縣もこれら事務事業に

00763

対する指導方針を明示せず又経費も殆んど与えていなければ、これがこれら重要施策は第一線機関をして活潑に活動せしめるべきである。

二九、農業行政關係機關の連絡協調について

綜合農業行政機関の設置については現在検討中の様であるが地方事務所農業行政の中殆んどが主要食糧の割当供出に追れ勝つようであるが、今後は綜合的農業經營或いは増産対策に重点を向けなくてはならない。而して現在縣のこれ等担当機関として農務課あり農業改良課あり出先機関の農事試験場あり農業改良普及事務所あり、又その他に縣販連や農業共済組合技術員等があるが、指導方針或いは意見施策等が必ずしも一致せず又連絡協調も密ではないようであるがこれ等の各機関の縦横の連絡協調により一貫した計画方針或いは施策を樹て強く農業振興対策を生み出すよう心掛けるべきである。

三〇、農業振興対策について

農村恐慌に對処する農業振興策は全国的農家の生死浮

を誤まり中途半端なものに終れば逆に農村經濟の破綻を來すことになるので確固たる指導内容を持たなければならぬことは当然である。縣販連には農村工業部も設けられているのであるから縣としてもこれ等と協調して指導獎励の施策を講すべきである。縣總体的に澱粉加工、榨油等がなされており又地域的には福部村のラツキヨの生産加工が特筆すべきものである。

三一、煙草耕作面積について

特用作物中煙草については各地方事務所共相當成績を挙げ農家收入として喜ばれており、耕作希望者も年々増加の傾向あるにつき縣においてはこれが割当面積の増加獲得に一層努力すべきである。

三二、水產行政について

水產行政は全般的に縣が直接執行しており地方事務所に対して何等纏つた連絡もないようである。従つて漁村を対照とする諸行政を執行する場合水產行政に關する限り周知していないので適正円滑な執行も出來得ない訳である。最近改正漁業法は施行され漁業調整委員會である。

00764

00763

沈にかゝるものとして施策を待望しているが、これが対策の一環とする基本調査を必要とし岩美地方事務所において執行し、八頭地方事務所も過般來漸次着手に移しているが本調査を完了し本格的実踐迄に進捗した場合その効果は期して待つべきものがある。しかしこれは一地方一地域のみの力にて行う場合中途挫折し易いので縣を一丸じたものとしなければいけない。

現在前記兩地方事務所も經費面で困難を告げているようであるが農村經濟は逼迫し農業危機に直面している今日、縣においてこれ等基本的振興対策を急速に採り上げ重要政策として推進さるべきである。

三一、農村工業獎励の強力活動について

農村の經濟更正の一環とする農村工業の獎励は喫緊事であるが各地方事務所の獎励活動は余り活潑でない。縣の指導内容も余り豊富とも思えないが、第一線機関としては地域的特產品の生産加工獎励とその技術指導或いは運營方法、資金の斡旋、販路の開拓迄の一貫した指導をすることが必要である。しかもしこの指導

三四、縣行造林地及び分收造林地の手入について

縣行造林地及び分收造林地に対する手入は縣の積極的な措置が行われていないため民間造林獎励にも悪影響を及ぼすので至急措置を講すべきである。

三五、木材検査の再開について

木材検査は八月三日附の木材検査條例公布により再開出したのであるが、これに配置する検査員は総員數二十一名であり從來の検査員数に比較すると大巾に減員されている。譬如日野郡の場合專務五名、木炭検査を兼務するもの四名であつたものが僅かに二名と謂つた状況である。従つて從前でさえ検査が洩れ落ちであつたものが減負により更に検査を不充分にする懼れは免れ得ないのでごく暫くの実情を検討した上で増員の措置をとることも必要であろう。要は検査目的を完

00765

遂するにあり、手数料を採らんがための検査に終らせないよう指導すべきである。

三六、所管事務の実情把握について

最近の人事異動や権限の一部移譲による事務引継が不充分等のため管内の所管事務事業の実状に暗く又何等の資料を得てないものに次のようなものがあるがこれでは完全なる事務事業の遂行を期することは困難である。

(1) 開拓事務

(岩、西)

(2) 耕地事業に対する町村工事の実態 (各郡)

(日)

(3) 畜産関係事務 (各郡)

(4) 農協事務 (各郡)

三七、農地調整法に基く許可、認可事務について所有権の移転、農地の潰滅、小作地の返還引揚等の許可、認可を受けるのに縣委員会等の関係で相当日数を要している。又副申進達の場合現地につき調査を必要とするものが旅費僅少のため書面審査に陥る傾向がある。以上の二点について配慮が必要である。

三八、農地の交換分合に要する経費について
縣下指定候補地に対する事業費並に指導経費の配付が全然ないため事業執行に困難を生じている。

三九、小作契約の文書化の促進について

各所共町村農地委員会の指導によつて実施されているが余り捲々しく進んでいない。これは國よりの小作料額未決定による關係もあるが自作農創設以後における新契約のものについては文書化すべく強力なる指導が必要である。

四〇、耕地事業費の予算令達について

事業費の令達が遅れるので事業の進捗状況に適応した支払が出来ないために施行者に迷惑をかける場合が多い。又工事の認承が時期的に遅延するため着工が遅れているものが多い。

四一、農山村を対象とする耕地事業等について

昨今の農山村経済は益々逼迫しつゝある事情からして農山村民の自力では到底耕地関係事業或いは砂防林道等の森林土木事業をおこすことは不可能と見なければ

00766

同 保木本徳太郎

同 倉繁良逸

総務課関係

ならない。しかるに小規模土地改良事業に対する國庫補助は昨年度より全面的に廢止せられ一頃座を來しているようである。他面失業救済事業は都市中心で行われているが農山村にも失業者は相当数ありこれ等失業者の救済要望の声もあるのでこれと併せ考へ單獨縣費による前記事業をあこし農山村の福祉と經濟更正を図ることが必要である。

四二、農業協同組合指導監査について

各地方事務所共二十四年度は積極的指導が行わっていない。又本年度から專從職員が一名配置されているが本府からの権限移譲の範囲が未定のため未だ実施しておらず事務的に等閑にされている。尙東伯、西伯兩地方事務所は管内町村数から謂つて職員一名では不充分である。

岩美地方事務所 昭和二十五年七月十三日十四日

八月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

五、保護施設としての授産場が郡内三ヶ所に設置されいるが、これが内容は休止のもの或いは經營の成り立

てこれが設置の促進を図られたい。
四、同和事業対策協議会(仮称)を設立し、これが事業実施の予定のようであるが、指導啓蒙経費皆無につき当局は早急配意すべきである。

たないもの等あるにつき、これが指導に万全を期されたい。

六、蒲生村大字洗井字蕪島の火災については、当時災害救助法を發動し救助には遺憾なきを期したようではあるが、住宅については今尚相当困難をしているものと思はるので、資材、資金の面、特に住宅金融公庫の融資或いは余裕住宅の解放等強力に援助致されたい。

七、国民健康保険普及状況は中止並に未設置を合せ、九ヶ町村あるようであるが、これが原因は何れも運営困難のためである。指導方針として一部事務組合として運営させるべく計画されていることは結構であり、延いては、町村合併或いは中学校統合等の繰りが出来るものと思はるので將來一層の努力を望む。

八、予算経理は不正、不都合と認められるものなく良好に処理されているが特に左記の点留意すべきである。

- (1) 米子博前亮券、売捌宣傳用自動車借上料、七千円
- (2) 警察消防費、通信費中より支出したり、又宿直室用のDDTを林業費、公有林野分收造林費で購入し

てあるのは何れも適当でない。

(2) 年度末に頻繁に出張していたり、郵券を一時に十萬円購入したりして予算消化に吸々とした面が窺れるが、これは年度末に予算令達があつたものと思うちも今後経費の節減に意を用うべきである。

九、本所に各種物品保管倉庫一棟（瓦葺三、七五坪三十余年以前に設置のもの）あるが、現在縣稅滞納差押諸物件も保管し、益々狹隘であり又腐朽も甚だしい状態にあるので、盜難、紛失、濕損等防止の上から再建整備の要を認めた。

一〇、事務の処理状況は大体整理され良好と認めるも左記の点今後注意すべきである。

- (1) 各課係を通じ書類編纂上の種類別及び年度別整理、索引記入、保存期間の明示等につき今後注意するこ

と。

- (2) 書類の受付より施行迄の間今少し迅速処理のこと。
経済課関係

一、農業振興計画として農家經濟の窮乏打開策及び地方

産業の改善発達を図る目的を以つて、農業振興対策委員会を組織各町村の基本調査を実施して着々実績に向ひ、あり、他郡に駆けたる企画として賞揚すべきであるが、今後中途半端に陥らしめないよう格段の努力を希望するものである。

二、漁業協同組合の指導監督については地方事務所処務規定により地方事務所の分掌事項なるにも不拘、縣において行い、地方事務所は闘争していよいよあるが、改正漁業法の施行を機会に管内漁業協同組合の指導、育成並に現地水產行政全般を地方事務所において行うが適切と思考されるので縣の考慮が必要である。

なお當所には以前専任技師配置したりとも、中途欠員となり、その際定員引揚げとしたようであるがこれを復元補充して、前記の如く執行せしむべきであろう。

三、昭和二十四年度主要食糧の供出については何れも一〇〇%を突破し、殊に麦においては四一一%の好成績を挙げているのは所長を始め関係者の努力によるものとして賞揚すべきである。

四、食糧増産には苗代改良、園芸作物増産には果樹並に蔬菜、農村工業（福部村のラツキヨ）と何れも相当成績を挙げつゝあるが今後は供出よりも生産方面に重点を置き指導監督に一層の努力を希む。

五、煙草の割当面積は本郡は四町歩に過ぎない小面積なるも耕作希望者は年々増加の傾向につき縣において割当増産方善処せられたい。

六、農業協同組合中不振組合は本部においても六割程度はあるようであり、これらに対しても緊急整備、計画を樹立し役職員の再講習、或いは組合員の認識昂揚のためパンフレット、リーフレットを配布する等努力しているが、これが指導監督には今一層の努力を切望する。成器村及び富桑農業協同組合は昭和二十四年度総会未開催であるが至急開催せしむべく指導の要あるものと認めた。

七、学校造林については綠化運動と造林五ヶ年計画と合せ昭和二十四年度において二十町歩を実施し本年度においても四十五町歩を計画中のようであるが、これが

目標達成には一般的造林意慾の昂揚徹底と青少年に対する恒久的啓蒙宣傳が必要であろう。

八、保安林伐採許可が遅延の傾向にあるので迅速に処理すべきである。なお伐採その他実態に異動を生じた際は嚴重に台帳に記入、整理すべきである。

九、農地売渡買收事務は順調に行われているが、現在売渡買收十六回を完了これに対し登記事務は著しく遅延

し十三回のものを手中のようであつたが急速に登記事務を完了すべきである。

なお小作契約の文書化についても同様促進を図る要を認めた。

一〇、町村農地委員会に対する經理指導は執行されておらず、又町村經理状況の掌掲も充分でないが農地係として管内町村農地委員会の經理面の実態は充分承知し置くべきである。

一一、農地調整法に基く昭和二十五年度許認可申請五十六件を受理していたが事務的に現地調査未了のため拠擄され進達未済であつたが急速調査の上進達処理すべ

きである。

一二、本年度より新に開拓事務専任職員一名配属されているが、配属と同時に発病し、現在なお長期病欠中であり事務が遅延している。特に宇倍野地区開拓事業において現地実測の未了のため個人売渡計画ができるず拠擄されていたが事業促進上本庁主管課と連絡し措置を講すべきである。

なお管内開拓關係入植施設、資金、労務等主要実態の掌掲が不充分である。これら諸調査をなし記録し置くことが緊要である。

一三、畜産關係書類は一層厳格に処理すべきものと認めた。し畜台帳の整備を要するもの或いは一般文書の処理の遅れるもの又報告書類が著しく遅延し再三督促され、報告しているものがある。なおし畜生産検査手料の収納措置が著しく遅延しているので収納の迅速化を図るべきである。

財務課関係

一、昭和二十四年度事業税及び特別所得税の再審査請求

は賦課決定人員五、九〇五人に対し二、八二八人（四割八分）の多人数に達し、しかも再調査の結果は殆んど更正減額している現状である。これが原因は当初の調査が疎漏の結果と認められるので慎重に調査し課税すべきである。賦課の公正が徵收に及ぼす影響を考慮すべきである。

二、当所管内の常設興行入場税は米子地方のそれに比較し、概ね順調の様であるが臨時開催興行のものゝ収納は不成績で徵收に困難している。現在滞納のため告発しているものの二十二件、税額三十万八千余円あり未解決である。これが徵收整理に格段の努力を希望する。

三、徵收事務は大体整理されているものと認めるが左記の点留意されたい。

- (1) 主任出納員は各徵收員より徵收金の引繼を受けた場合預金として、相当期間（大体十五日前後）保管し一括払込んでいるも適法でない。
- (2) 右の払込遲延は各徵收員の税目仕訳作成がそのになされていないためのようであるが、遅くとも徵收金としているものも適法でない。

八頭地方事務所

(4) 税外收入で飲食營業許可手数料二件二千三百円未収であるが至急納入せしむべきである。

(5) 各徵收員に交付する現金領收証は交付簿により整理すべきである。

昭和二十五年七月二十七、二十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一
倉 繁 良 邦 逸
総務課関係

一、町村の指導監査については町村長更迭の際には指導の立場において必ず監査する等他の地方事務所に比し

00771

相当努力し成績を挙げている。特に監査と同時に町村

勢の実情を調査しているが斯のような調査は事務所業務遂行上貴重な資料を得ることになり一石二鳥の措置として賞讃に値するものがある。しかし管内町村数から見れば未だ充分とは謂えないでの各町村年一回位は実施が望ましい。

二、管内国中村に設置の縣立厚生寮には現在五世帯収容しているも、便所並に炊事場がなく不完備であるために特に火災の心配があるので速かに完備の要を認む。尙本件に關し総ては事務所を経由せず縣と地元村との交渉により処理されることは適当でない。

三、厚生事務の処理は總体的に順調であるが、管内厚生事業実態の把握が不充分である。努めて保護の実態を把握し管内町村別保護均衡調査等を行い以つてその適正化を図るべきである。

四、町村における保護費は縣及び國からの助成が遅延する關係もあつてその支給が遅延し勝ちであるが、これは被扶助者の生活に大きく影響を与えるので定日支給

するよう町村を指導すべきである。
五、管下の国民健康保険組合の設置は低調にして又設立八ヶ町村の組合は保険料滞納のため運営に困難を極めている状況であるが、これ等不振組合に対し積極的運営指導をすると共に未設置町村の國補の意義啓蒙に一層努力を要するものと認める。

六、生活困窮者その他に対する援護物資の配給は円滑に行われているが、その授受を一層明確にしき得れば不分律であるので一層厳格整理すべきである。

八、貯蓄奨励に關しては余り力を入れていないようであるが、農村更生の基盤とするためにおいても強力に奨励すべきである。尙一見して解る貯蓄組合名簿を作成し置くことが望ましい。

九、会計事務は概ね適正と認められたが支払書類の厳格精査の要が認められるので今後留意されたい。尙出張

並に超過勤務命令簿と出勤簿が重複しており又出張宿泊中庁内宿直勤務を命じているもの等不合理の面があつた。

経済課 関係

一、管下若櫻町諸鹿の開拓道路は昭和二十三、二十四兩年度に於て僅か八百八十九米の進捗に過ぎず、残工事四、六二三米の開通には尙相當の歳月を要するものと推測される。加うるに二十五年度は中止されるに至つたようであるが、これは入植者の開墾意慾に影響するところが大であるのでこれが進捗方要望する。

二、林道関係本年度縣予算には一般林道一九、七一六、〇〇〇円、奥地林道八、八一二、五〇〇円(工事費)が計上されているにも拘らず、八頭郡内施行予定は僅かに一般林道八六九、二〇〇円、奥地林道二、九〇〇、〇〇〇円にすぎず、縣下最大の林業地を有する八頭郡

の林產物搬出施設としては余りにも微々たるものであるので考慮すべきものと認む。

三、保安林伐採許可は申請してから相当日数を要してい

るが急速に処理すべきである。

四、八頭地方農業振興対策としてこれが準備委員会を設置しこれに活動機関の推進本部を編成、モデル指定の数ヶ村の実態調査を開始しているが、これは岩美地方に次ぐものとして括目するものである。現在実施経費にして管下町村より負担金を拠出せしめているが縣も傍観せず援助すべきものと認められる。折角企図した本事業を中途半端に陥らしめない様格段の奮斗努力を希望致したい。

五、農地関係事務の執行状況は良好と認められた。特に町村農地委員会の經理指導並に補助金監査を行い改善個所を指適し指導しており又關係書類は整然とされていることは他所に比し良好であつた。但し小作契約の文書化促進については今一段の努力を要すべきものが

ある。

六、耕地事業個所別設計書並に關係書類の整備は良好と認められた。

七、畜産關係帳簿並に台帳は概ね良好に整備されていた

が、事務上の書類手続きに所長の決裁がないものが相当あつた。重要書類は所長の供覽又は決裁を得て処理すべきである。

八、じ畜検査手数料の収納措置は他所に比し良好であるが尙一層収納の迅速を図るべきである。

九、農業組合關係書類の編纂保存は索引を附し厳格に処理すべきである。

一〇、林務關係書類の処理日数が永い迅速処置が望ましい。尙大夫の就労簿と出勤簿が一致しないので整理を要す。

一一、尙大夫の就労簿と出勤簿が一致しないので整理を要す。

一二、昭和二十四年度縣稅滞納額は五六八、六七五円余であるがこれが徵收については財務課總動員にて新地方稅法による賦課徵收開始期迄に徵收整理すべく奮励中であつたが折角努力を望む。

一二、徵收現金の引継は徵收当日或いは翌日に主任出納員へ引継を行じているが、縣金庫払込が徵收引継後一、三日間要しているので成るべく迅速に払込むよう努力を要す。

一、当事務所は相当高地にある爲め火災発生の場合、消防ポンプに余り期待出来ぬと思われる所以これが対策として、動力式による揚水ポンプと構内に防火水槽を設置することが緊要である。

二、地方稅法の改正後における町村財政を比較検討し、これが資料に基き講習会、研究会等を開催し町村財政

三、滯納処分費の節減については滯納者の負担の面から充分留意されたい。

四、入場券の受払簿がないのでこれを設け厳格に記帳し置くべきである。特に臨時興行の場合の受授が明確を欠くものがあつた。

すべきである。

氣高地方事務所 昭和二十五年八月三、四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 倉 繁 良 逸
同 保木本徳太郎

監査委員 岸 本 政 嘉
同 倉 繁 良 逸
同 保木本徳太郎

財務課關係

一二、昭和二十四年度縣稅滞納額は五六八、六七五円余であるがこれが徵收については財務課總動員にて新地方稅法による賦課徵收開始期迄に徵收整理すべく奮

励中であつたが折角努力を望む。

一二、徵收現金の引継は徵收当日或いは翌日に主任出納員へ引継を行じているが、縣金庫払込が徵收引継後一、三日間要しているので成るべく迅速に払込むよう努力を要す。

一、当事務所は相当高地にある爲め火災発生の場合、消防ポンプに余り期待出来ぬと思われる所以これが対策として、動力式による揚水ポンプと構内に防火水槽を設置することが緊要である。

二、地方稅法の改正後における町村財政を比較検討し、これが資料に基き講習会、研究会等を開催し町村財政

00773

の混乱を排除すべく努力していることは機宜に適した措置として賞讃したい。しかし管下各町村の全般的の指導監査は年一回位は実施すべきである。

三、管内神戸村大湯棚部落の大火灾の際、當時本縣初の灾害救助法が適用されたが、わずか一戸を残す外全戸焼失するに至つた原因は、地理的に悪条件であつたことは事實であるが、こゝに大きな問題は防火対策が不完全であつたことである。即ち灾害救助法による町村分隊の訓練不充分である。本郡には町村分隊を設置していない町村が相当あるようであるのでこれが設置を至急勧奨し又訓練に遺憾なきを期し一朝有事に備へるべく指導方を要する。

四、貯蓄奨励は余り活潑と謂えないでのその積極的指導を希望する。尙本件書類は整備の要もあるし又貯蓄組合名簿も作成しあることが望ましい。

五、厚生關係事務の処理は一般調査報告事務に追われ、管内厚生事業の実態の把握が不十分の点が認められるが尙民生安定上の各施策も十二分の活動がなされてい

ないので、努めて保護施設等に対する現地指導を必要と認める。尙書類の編纂保存については遺憾の点が見受けられたので索引を附し整然とすべきである。

六、二十四年度生活保護費の総支出額は九百七十六万六千余円であつて、最低基準額の數次に亘る改定に依り保護費は増嵩しつゝあるが、一面町村財政に及ぼす影響も大である。又この総支出額中國、縣負担額三月現在五十一万二千余円を一時町村立替で賄わっていたが町村財政窮乏の機早急なる精算を要望していた。尙支出内容の適否、保護費の流用或いは濫給、洩給防止のため年一回は全町村の経理監査を執行すべきである。

七、生活困窮者保護物資の配給事務は厳格にして置くべきである。一件配給書類はこれを一括して受配から配給割当及び授受を明確にし、特に個々の未端適正配給迄確認することが緊要である。

八、会計事務は概ね適正に執行されているが一般に支払証憑書の精査が不充分の点が見受けられたので今後嚴格なる精査の要を認める。

00774

(1) 一般支払事務が遅延の状況である。予算令達の關係もあるうが努めて支払の迅速化を図られたい。

(2) 物品購入は努めて競争見積により購入されたい。

(3) 出張命令の嚴格を要す。同一人が重複出張を命ぜられているもの又命令簿と出勤簿不整合のものが散見された。

(4) 女子職員に対する超過勤務命令は一日二時間、月平均二十四時間以上命令しているのは労働基準法に抵觸し違法である。

経済課関係

一、農村經濟不況を開拓する爲め郡自体の実情に適合した農業振興総合計画を考慮中の中であるが、早急に実現せしむべきである。

二、蔬菜、青果物の生産出荷等について大阪斡旋所との密接なる連絡が充分でないのと一段と緊密にして生産、出荷等について抑制調整を図り、畑作の合理化を指導することが望ましい。

三、製紙企業等の青谷、日置等の企業振興及び組合の

育成指導には一層努力が望ましい。尙工業試験場との繋りをつけ技術指導、經營指導にも努力すべきである。

四、露店營業許可は審査委員会の決定によるべきである。にも拘らず申請から許可指令交付迄の期間が永い。今少し迅速に処理すべきである。

五、保安林伐採許可は申請から許可指令交付迄の期間が

所管内には相当難色が見受けられるので当管内の成績如何が他に影響するところ大である観点からして指導督励に一層の努力を希みたい。

六、農地の交換分合についてはモデル村として大郷村及び日置谷村を指定しているが、本事業は他の地方事務所管内には相当難色が見受けられるので当管内の成績如何が他に影響するところ大である観点からして指導督励に一層の努力を希みたい。

七、農地關係書類は年度区分を明確にし貿易先渡回数毎に割り出し編綴し置くを要す。尙町村農地委員会補助金交付に際しても町村別一覽表を作成し、その交付状況並に經營狀況を明確にすると共に町村農地委員会の經營指導を爲すべきである。

八、耕地事業個別設計書並關係書類は整備されていたが、この内單縣事業の縣指令が遅れたため設計書と実

00775

D 関係書類編綴が不備で書類の完結、未完結が不分

日縣指令、即日着工、竣工となつてゐるもの等があつた。又係職員の受持区域工事の進捗状況並に各種調査

事項中重要と認められるものは努めて記録し複命し置くべきである。

九、畜産關係職員は一名の關係もあつて事務処理に不完全と認められるものが多い。特に關係例規に依る事務処理は殆んど行われていないので今後嚴重に事務促進を図るべきである。

一〇、し畜検査手数料の収納措置が著しく遅れしており、徵收要領は検査終了後相当期間経過後郡畜連より一括徵收している關係で收納の迅速化を図るべきである。

尙左記の点至急整理されたい。

A し畜台帳を作製整理されたい。

B 町村よりの生産報告を完全に徵していらない。

C 生産検査の復命が検査終了後二ヶ月位遅れている。從つて手数料調定收入が遅れ該年度に收納されていないものもある。

E 財務課関係

一、納期内の納稅督励については本郡は相当努力していることは喜ばしい。しかし從來兎角年度末に一時徵收する傾向が見受けられるのでかえつて納稅者の負担を重加せしむることとなるので、万難を排して納期都度の督励を行い徵收の完璧を期されたい。

二、事業税の課稅再審査請求による更正減額件数が多く特に第一種分は当初課稅件数の三割近くもある実状から見て、当初の課稅調査を厳格にし一旦課稅したものを再審査により減額するが如きことのない様最初から適正課稅することに留意すべきである。尙審査による減額決定書に減額理由の記載していないもののが多かつたので嚴重に記載する様にすべきである。

三、滯納処分による物件引揚経費を通信運搬費にて支出し弁償金として徵收していないものがあつたが妥当でないものもある。

四、帳生産検査手数料の收納は畜産係よりの正規の報告書により調定收入する様留意すべきである。

五、徵收現金の引継が嚴重にされていないため個人別個の現金領收書と復命書が符合していないものがある。

又主任出納員の手持保管が永く從つて金庫へ払込みが遅延しているので適当でない。今後嚴重なる現金引継ぎと急速に縣金庫への收納措置を爲すべきである。

六、滯納税金の内入金の場合徵收員個人の受領証を発行し一時保管しているが仮整理票を作成し速かに收納措置を講すべきである。又延滞金免除については徵收員の獨断であつて甚だしきは現金領收書の受領月日を遡り發行しているが如きは適正と認め難い。

東伯地方事務所

昭和二十五年八月十七、十八日監査

監査委員	岸 本 政 嘉
同 同	保木 本 徳 太 郎
同 同	柳 谷 保 一
倉 繁 良 逸	

一、管内には最近東郷村松崎村の合併問題、古布庄村の中学校組合問題、三朝村庄舍の移築場所の問題等村民間に相当深刻な紛争を繞けている現状であるが、各町村行政の実態から考る時事前指導が急務であることを痛感するものである。本所は昭和二十四年度中に於いて漸く三ヶ町村の指導監査を施行したに過ぎないので本年度は今少し積極的にこれを実施して町村行政の町村に自主的の動きが見えつゝある模様であるが、この際地方事務所としても強力にこれが推進指導を爲すことが望ましい。

二、管内における町村合併の氣運は羽合地方を初め多數の町村に積極的にこれを実施して町村行政の町村に自主的の動きが見えつゝある模様であるが、この際地方事務所としても強力にこれが推進指導を爲すことが望ましい。

三、管下には国民保険直営診療所設置が四ヶ町村あり運営については何れも良好のようである。今後の国保指導は直営診療所を重点とした方向に持つて行くべきではなかろうか。

四、町村起債申請に際しては当所は町村より提出の資料

書類の取次程度のようであるが、地方事務所としてはその内容につき検討し下調査の上縣へ進達することが望ましい。

五、廣報關係事項の通達或いはポスター等廣報用印刷物の發送が遅延の傾向にあるので迅速処理に留意が肝要と認む。

六、團体等規正令による諸團体名その他所要事項を登載したる名簿(控)を設け緊急の場合に対応する用意がある執行に努力すべきである。

七、厚生關係の管下実態把握が充分でないようであるから常に町村を督励し、又事務指導と經理監査をすると共に隨時現地につき指導調査を爲し適正にして円滑なる執行に努力すべきである。

尚生活実態に応ずる保護費の均衡を図るために管下町村別支給状況を調査しその結果を各町村へ配布保護実施の参考に資しては結構である。

八、会計經理は適正と認めたが左記事項については今後充分留意し処理すべきである。

- (1) 物品購入の際は総べて競争見積により購入することに留意すべきである。
- (2) 備品出納簿の記帳が最近なされていないので記帳充份留意すべきである。

- (1) 文書の受付、決裁、施行迄の期間の永いものが見受けられたので迅速に処理すべきである。
- (2) 文書の編纂、分類区分、保管期間等について整然とすべきものと認めた。

經濟課關係

一、農業振興対策については一般農作物の外換金作物、園芸作物、有畜農業、養蚕等多角的綜合經營の指導に重点を置き努力していることは結構である。即ち果樹類の五ヶ月増反計画を樹て特に西瓜の増反增收は本年顯著の成績を收めつゝあり、当地方の特異な光彩を放ちたものとして特筆すべきである。

二、飲食営業許可手数料未收五件（五千円）は急速に收納すべきである。尙本所は許可証の交付及び手数料の徵收を当該町村に依頼しているが、他の事務所の如く直接本人につき手数料收納と引換に許可証の交付する方法が正確且つ迅速と認めるので右により措置すべきである。

尙営業許可台帳（控）を作成し置くことが望ましい。

三、水産關係業務は県が直接執行しているので何等閑知しておらず漸く断片的に書類の取次程度である。相当數の漁村を管轄している当事務所が水產行政に何等関知していないのは遺憾である。今後新設されんとして

いる漁業調整委員会事務所を当所に置き一般水產行政と漁業協同組合の育成指導に活動致したい要望もあるが、縣は水產行政を地方事務所からオミットしていることは適当でないと思う。これは本事務所のみでなく各事務所共同様であるが、他の行政との関連性からしても少くとも八頭、日野を除く外は地方事務所に執行せしめるべきであつて早急考慮すべき事柄と思う。

四、旱害恒久対策事業（施計個所小鴨、安田、赤崎）は實際の工事施行時季と書類上の施行時季に齟齬があるが已むを得ざる面もあつたので今後につき嚴重留意すべきである。

五、農地の買收売渡登記事務は殆んど完了しているが北谷村耕地整理地区四百五十八町歩の内約二町歩換地処分未了のため未登記のようであつたが、村当局を指導し急速換地処分を施し登記を了すべきである。

六、農地調整法に基く認可、許可事務は申請書受理後進達迄相当日数を要しているが迅速に実情調査し処理すべきである。

七、保安林伐採許可が申請から許可迄に遅延の傾向にあるので今少し迅速に処理するよう留意すべきである。

八、造林思想の普及を図る意図のもとに營林署、縣森連、町村森林組合等の後援を得て昭和元年より二十三年迄の造林品評会を実施し好評を得て目的達成に貢献したことは最近他管内に例のない企画として特筆すべきものと思う。

九、し畜生産検査手数料は検査当日係員が徵收し著しくは検査終了後三ヶ月位現金保管していたが、検査終了都度迅速に收納措置を講すべきである。

財務課關係

一、滯納者中当所管外（縣外）に転出のため、昭和二十一年五月二十九日以降各官庁に嘱託せる税額は二四、七三七円延人員一〇七人にして今日迄回答なく未処理となつてゐるが、各地方事務所とも同様これが滯納額は相当額に上つてるので縣においてこれが処理方法を考究すべきである。

二、昭和二十四年度縣稅滯納繰越額は五、六六一、〇〇は相當額に上つてるので縣においてこれが処理方法を考究すべきである。

西伯地方事務所

昭和二十五年八月二十四、二十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 保木本徳太郎
柳 谷 保 一

00789

総務課関係

同 倉 繁・良 逸

するものと認めた。

一、管内には最近町村政上の諸問題が起つてゐる。即ち淀江町長選挙紛争問題、縣村の村民税問題、佐野川発電所設置問題等々であるが、地方事務所に於いては指導監査計画を一應樹て実施すべく努めているも手不足のため、昨年度の如きは漸く二ヶ町村を実施してゐるに過ぎない。最近の町村行政指導監査は最も重要事項につき万難を排し積極的にこれが実施を希望致したい。

二、管内の國民健康保険運営状況は他郡に比し最も成績が悪い。現在事業継続実施町村は僅かに二ヶ村にして他町村は何れも町村財政の困難性から中止のようである。今少し強力に啓蒙指導して組合再建に努力すべきである。

三、民生委員指導については町村協議会、地区ブロック

協議会に漸く列席する程度であつて積極的でないもので、民生委員をして常に保護家庭の生活状況を調査せしめる等、民生委員活動の指導について活潑なる措置を要

四、予算經理は円滑に處理されている。しかしながら事務所費、需要費中で四万三千余円の多額を彼は流用していたが努めて流用は避ける様留意すべきである。

五、備品で夫々の職員使用のものは貸与簿により個々の貸与とし責任範囲を明確にして置くべきである。

六、物品の購入は凡て競争見積により購入する様留意されたい。

七、各課の事務の整理状況は概ね良好に處理されていたが左記事項については今後注意を要するものと認めた。

- (1) 本所書類の閲覽決裁は關係各課長が總べて所長の代決をし殆んど所長は見てしないし、偶々後閱となつてゐるものでも閲覽していないが可能なる限り所長の閲覽決裁を得べきである。殊に重要なものは特にその要がある。
- (2) 女子職員の超過勤務については労働基準法に基き実施された。
- (3) 文書起案より施行迄の日数が相当経過されている。

00781

に返還手続の促進を計つてゐるようであるが、今次の軍用敷地拡張の予定面積は約一〇町歩の趣きであり、

この区域には既に作付をなし居る等その補償問題を生じてゐる模様である。縣當局は早急解決すべきである。

二、弓浜地方十二ヶ町村は人口稠密にしてしかも農家の經營は零細であり從つて出稼の多かつた地方なるが、終戦後引揚者、戰災者等帰農する者頗る多く益々生活

に危機を加へつゝある状況からして、今回關係町村長を初め町村議長会、農業協同組合長、其の他の關係團体長等一丸とした弓浜經濟振興委員会を設立し弓浜地方

幸い關係當局の指導の下に大山地域綜合開発計画と相俟つてその活動方針を樹立しつゝあるが折角努力しことが判明し關係農民の死活問題を起し目下關係當局によつて町村保護実施の均衡を図ることが望ましい。

經濟課関係

一、美保地区元軍用地耕地約三一六町歩中、内九〇町歩は夫々の手続をなし堺渡を完了し居るところ、返還手續に齟齬ありたるもののが如く、本年六月にいたり連合軍々用施設の拡張計画に伴いその区域が未返還であることが判明し關係農民の死活問題を起し目下關係當局

三、本管内露店營業許可及び飲食營業許可は相当件数あり、その許可の審査も最も厳密にして適正処理をしてゐることは他の事業所に比し極めて良好なるものと

認めた。

四、地方事務所における經濟課庶務係は總体的に重要事項を担当せしめられているが、裏付経費なく又縣が直轄している事務が多いため当該係の存在を輕視され勝ちであるが、本所庶務係はこれ等事務に替えて前記飲食業及び露店営業の許可事務並に水産業務を主管せしめ且つ經濟課の人事、予算、經理を統轄掌理せしめて課の中心とし、課内各係の連絡調整に意を用い実施に移しつゝある点他所に見られない点である。

五、水産業務は境港を控え又廣範な沿岸を管轄しているも縣が直轄執行しているので余り閑知していない。一方検査員の不足の爲め水產物加工検査にも行届かざる面があるが、検査洩れを防止する爲めには今一名程度の増員を必要と認める。尙書類の編纂は年度別種別に整然と爲し置くべきである。

六、農地關係の認可、許可事務は現地調査事務費（旅費）を僅少で充分現地調査を爲すことが困難な状況であり、二三ヶ所纏めて調査するとか一部には町村委員会提出

の意見により書面検討を余儀なくすると謂つた不合理の点が窺われたが、今後は調整法の完全履行からして意見書により実態の調査に基く許可、認可が必要である。専任職員各郡一名であるが本郡の如きは一名ではその完璧を期せしめるとは至難と認む。

七、各町村農業協同組合に対する指導監査を法の改正に伴ない実施する様になつたのであるが、現在の処緩慢であるので積極的な指導監査を実施すべきである。専任職員各郡一名であるが本郡の如きは一名ではその完璧を期せしめるとは至難と認む。

八、各農業協同組合からの定款変更、會議録等の報告を受けているが町村別に区分し変更都度整理し置くを要す。

九、農業協同組合年度事業報告を徴しているが二十四年度分四十六組合の内二十三組合提出、不提出十三組合ある。未提出組合を督励し早急報告せしむべきである。又本事業報告を検討し不審の点は現地に出向き調査指導が必要である。

一〇、管内の耕地事業は左記の如くであつたが中には適

法でないものもあつたので注意すべきである。

(1) 土地改良事業

米川排水事業 七百万円 助成 五百一十五万円

佐野川排水事業 二百四十万円 助成 一百八十万円

認承が遅れた關係上年度内事業完成は困難であつたが本年度分として若干期間を延長し完了させていた。本所は縣營事業所兼務の關係上工事監督のみである。

(2) 旱害恒久施設事業

天津機械用水 一百万円 助成 五十万円

工事は書類上四月一日着手六月三十日完成により十一月補助金の申請書を提出し助成を受けたが、実際工事は植付前迄完成せず一部十一月頃迄延期し完成してした。

(3) 皆生機械用水

助成 六十五万円

昭和二十四年七月一日着工し九月三十日完成となつて

ていたが、指令時期が植付後であり着工が不可能の爲め冬季を利用し本年四月迄継延べ施行していたが、適法でない。今後充分注意を要す。

一一、二十四年度開拓事業は縣が直接執行していた關係上關係書類もなく僅かに参考資料が若干綴込まれていた。本年度より事業の移譲を受け人員も充足されていたが關係事務の引継も不明瞭であり、從つて開拓地における經營実態或いは入植者の状況等一切承知して居ないようであつたが、急速現地調査が必要であり入植者の状態を先ず把握することが先決問題であろう。

一二、し畜検査手数料徴収は著しく収納が遅延している。即ち當管内は検査当日徴収せず、個人が町村農協に納付し町村毎に集め畜連に払込み畜連は各關係町村から送金する迄放置し取纏めが完了せば畜産技師が現金を受領し財務課に引継をなすと謂つた順序であるが速かに收納するよう工夫努力が必要である。

一三、し畜生產台帳が備付けてないので作成すべきである。

一四、一般關係書類は乱雜であり又畜連書類と混同されているのでこれを区分し整備しあくべきである。

一五、蜜蜂転飼に關し管内では転飼業者と農民の紛争を

惹起し絶えず問題化しているようである。要するに縣が行う転飼許可數と実態が合致していないようであり、

又許可は直接縣がなし事務所は許可申請書を經由するのみであつて取締り権限もなければ意見の具申をすることもできない。只申請書の取り次ぎのみであるが農家は地方事務所に反対陳情に来るものこの解決が出来ず困惑している。現在の転飼條例を改正し取締り権限その他を一事務所に移譲方の要望があつた。

要するに許可については農民の意見及び事務所の意見を充分取り入れ地方の実情に即した許可が必要と認む。

一六、畜産業務執行は郡畜連の名により施行せられ恰かも縣畜産行政の第一線機関としての職責は郡畜連に転嫁された形である。特に職員の勤務も当課に何等關係産業務に関する限り連絡なきため閑知していない実情である。たとえ郡畜連と業務の関連性その他の利便の点はあるにしても直接指揮監督を受くべき所長及び所屬課長の指揮監督を受け緊密なる連絡の下に業務の執

行に当らなければならぬ。速かに改善の要を認む。

財務課關係

一、遊興飲食税の賦課は凡そ九月、一月、三月の三回に区分し賦課されているが検査等厳格に実施し毎月賦課徴収すべきである。又一旦調定したもの更正減額にしたものが多く本所管内に一百五十一万余円の減額があつた。

二、不動産取得税で大部分を減額更正されていたが理由は他郡との賦課率均衡上高率であつたためとの趣であつたが、一旦賦課したものを徒らに減額することは面白くない。尙減額の根拠及び理由を明確に記載すべきである。

三、事業税、遊興飲食税、不動産取得税には減額更正されたものが多かつたが当初課稅に際しては慎重なる資料調査によるべきである。尙減額理由の記載なきもの多かつたが注意すべきである。

四、米子市内業者より本年三月分以降の入場稅は未だ納入されておらず、地方事務所に於いて再三督促中のよ

00785

うであるが至急納入せしむるべきである。

五、各徵稅員の徵收より縣金庫払込迄において左記の如く種々適法でない事態が見受けられたので早急改善すべきである。

(1) 徵收金の引繼状況

大体一週間(平均)要し永いもので二週間であるが、徵收後一兩日内に作成し徵收金を正式に主任出納員へ引繼ぐべきである。

(2) 現金領收書の発行と引繼状況

(3) 各徵收員はその都度徵收金を正規に引繼がす一部金額を主任出納員に一時寄託しているので各徵收員の常時手持保管金があるが適法でない。

(4) 又延滞金免除等の關係上徵收出納員獨自で受領しておらず取扱方法は適正でない。

(5) 又延滞金免除等の關係上徵收出納員獨自で受領しておらず取扱方法は適正でない。

(6) 主任出納員は現金領收書、復命書、現金の照合点検を嚴重にし引繼を受くべきである。

(7) 現金の縣金庫払込み状況

(8) 主任出納員は引繼現金を一定期額預金として月一回程度縣金庫へ払込を爲しているが適法でない。

現在の取扱方法による徵稅員が徵收した稅金を主任出納員へ寄託する場合にしても、引繼簿によらず適宜授受しているが如きはその取扱いが散漫である。

(9) 預金制度は速かに是正すべきである。

徵收員からの引繼が不完全のため現金領收書による徵收金額と預金額と符合していない。八月二十二日現在の徵收金保管状況を見るに

預入残額 三十四万三千七百六十二円四十一銭

(主任出納員保管)

手 持 九万六千八百十円五十九銭
(各徵稅吏貯金)

で事務的整理が未了のため收納措置が遅れている。

日野地方事務所

昭和二十五年九月四、五、六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

同 倉 繁 徳 太 郎

総務課関係

一、町村指導監査については昭和二十三年度は數ヶ町村実施しているも昭和二十四年度は全然施行されていない。これが原因是職員の不足にあるようであるが、最近の町村行政には諸問題が相次いで起りつゝある現状からしてこれが指導監査は是非必要につき万難を排して実施すべきである。

二、本縣初めての縣立養老院が漸く本年度内に設立されようとしている矢先管下日野上村においては百七十八万円以て村立養老院を計画、既に工事に着手しており完成の上は郡内約九十人の該當者から選定收容しようとしている。斯のような施設の出来る事は結構のこ

とであり、賞讃すべきであるが今後これが育成指導援助に盡力が望ましい。

三、管下根雨町板井原の火災の救助或いは援護等については遺憾なきを期しているようであるが、住宅の復旧は資材或いは資金面について相当困難しており住宅融公庫等の融資を必要と認めたので強力に援助すべきである。

四、厚生関係事務の処理は当所の町村厚生係の指導により報告書類の集計も期日迄に行はれ他所に比し処理状況は良好と認められた。又保護の適正を図るため機会を捉へ努めて実態調査を行つてることは眞に結構である。

五、保護費の事務検査は年度末町村主任者をプロツク毎に招集し帳簿並に關係書類の検査を執行しているが、中間に於ける隨時検査並に事務指導を必要と認める。

六、管内保護施設並に児童福祉施設に対する事務指導が活潑でない向もあるので一層努力が望ましい。

七、会計事務は概ね良好に執行されていたが備品の保管

管理については縣会計規則による出納簿を作成し厳格処理の要を認む。

八、所管事務の処理状況並に關係書類簿冊の編纂保存は他の事務所に比し整然とされて居り良好と認めた。

經濟課関係

あるにも拘らずこれが關係施設は林道開設工事を初め治山、施設等は余りにも微々たるものであつてこれに即応していない。毎年關係者の申出も相當数あり、郡民の生活は殆んど山によつて居る状況等から考えるときは縣当局の再考を特に希望致したい。

一、管下は山林原野面積七二、五七五町歩全面積の八割を占めこれが開拓利用如何は郡農山村経済に至大なる影響を及ぼすことは論を俟たざるところである。しかしてこれが廣大なる山村原野を基本とした日野産業計画とも言うべき百年の大計樹立を進言致したい。

二、管下日光村の薪炭採算地約七十町歩の開墾計画は肥料を生産して居るのでこれが開墾計画に地方民の反対があるようであるが既に岡山農地事務局等についても調査が進められているのでこの間の措置について善処が望ましい。

三、管下は大部分を山林原野で占めている關係上、從つて木材を初め木炭、薪共に毎年相当量の生産を挙げて居る状況からして、今後奥地林產物搬出は一層必要で

五、狩獵免許下附願に上司の決裁を経ず免許証交付しもあるも今後は完全に手続を了し交付すべきである。

六、保安林の実態に異動を生じた場合、その他特殊の事実を生じた際は保安林台帳に嚴重記載し整備しあるべきである。

七、農業共済組合、全組合の監査結果は保険料納入成績

00788

は悪く事務も滞滯し居る様模であるが、この実情から考察し常時これが指導が必要と考えられるので今一段と努力を希望する。

八、農地關係書類の整備は概して良好であるが農地調整法に基く認可、許可關係書類は索引を附し進達、認可、許可等顛末経過を明確に記録し置くべき要を認む。

九、未墾地買収面積において事務手続の誤謬により二重買収し現在縣農地委員会に対し取消申請を提出されいたが今後過誤なき様充分留意し嚴格を期すべきである。

一〇、管内農地の交換分合実施候補地は石見村であるが事業進行が遅々としているようである。主旨の普及徹底を図り積極的促進指導を必要と認む。

一一、畜産關係職員更迭による書類の引継が不完備であるため、し畜台帳の不整備並に生産検査手数料の収納措置が著しく遅延している。し畜台帳の作成整備と手数料の迅速収納措置を講すべきである。

一二、管内有資農家は人工受精に対する認識が低調のた

め忌避する趣きにつきこれが主旨の普及徹底を図ると共に家畜衛生保健所と協力し人工授精に対する諸記錄を繳し普及資料とし強力に推進すべき要を認む。

財務課關係

一、遊興飲食税の検査は相当努力し又徵稅も目標額に殆んど到達して良好なる成績を挙げていた。即ち二十四年度各月の調定額に対する徵稅率は六七%である。

二、管下は交通極めて不便の爲め徵稅に相当苦労している。即ち滞納者は各村各部落に散在して居り僅か一件數十円の滞納金に數里の道を辿る等其の困難性は想像以上と思わるゝ、斯かる惡條件を克服し檢査に、滞納整理に努力しているが徵稅に滞納処分物件引揚等には能率の面から見ても且亦機動力を要する点から考えてもジープを配車し能率の向上と活動の便を図らしめることが必要と認めた。

三、縣稅徵收現金の引継状況は迅速整然とし他所に比し良好である。

四、稅外收入(延滞金、督促手数料)の收入年度区分に

00789

誤謬を生じてゐるものがある。即ち二十四年度本稅に対する延滞金、督促手数料の四、五月徵收金額を二十四年度收入としてあるも、二十五年度收入とすべきである。又復命書も四、五月分徵收のものは仕訟書を区分し整理すべきである。

五、現金払込裏議簿による払込金額は金庫払込票区分による金額を計上し払込むべきである。

昭和二十五年十二月十一日

同 烏取縣監查委員 岸 本 政 嘉
同 保木本徳太郎
同 柳谷保一
同 倉繁良逸

◇監査公告第四十号

地方自治法第百九十九條に基き昭和二十四年度における教育委員会事務局各支所の定期監査を執行しその結果を次の通り、縣議会及び知事並びに教育委員会に報告したのでこれを公表する。

支 所	監査執行年月日
教育委員会事務局 八頭支所	昭和二十五年七月二十八日
同 氣高支所 同 年八月 四 日	
同 岩美支所 同 年八月 八 日	
同 東伯支所 同 年八月十九日	
同 西伯支所 同 年八月二十六日	
同 日野支所 同 年九月 六 日	

教育委員会事務局各課の監査については曩に執行し公表したが、同事務局各支所の監査は今圓地方事務所の監査を機会に執行した次第である。

その結果の詳細については別紙の通りであるが、そのあり方は恰も縣と地方事務所の關係の如く鬼角事務の取次機関的存在に終始している傾向にある。

尤も教育委員会支所の場合は地方事務所とはその機関的存在が些か異つた面もある。即ち行政内容執行方法、執行対照と謂つた点で自ら相違してあるので、従つてそのあり方についてもある程度の事務取次機関的存在を余儀

00790

なくさせられることは已むを得ないかも知れない。しかし教育行政の執行権限を委任されている個の教育出先機関としての存在をより意義あらしむる爲めには今少し権限を委譲し機構を拡大強化し以つて地方々々の事情に即応した獨自の教育行政を執行せしめることが必要であり又それが効果あらしめるものと考えられる次第である。現在の状況を見ると関係法令内において管内小中学校の一般的教育指導とか或いは教職員の服務上又はその他諸行事の許、認可事務とか俸給及び諸給与金の支出事務の外に縣事務局各課よりの命令による調査事項の取纏の事務を担当し所謂中間取次機関的存在に終始していることは前述の通りである。しかして地方事務所長の兼務支所長の外に次長以下八、九名程度の職員を以つてこれ等事務を処理せしめているが、職員は縣下教職員中の優秀者を選抜任用している実情から考へて見れば今一步突進んでそれゝの地方実態に応じた又構想によつた教育行政の執行、権限を附与し地方社会の教育に貢献せしめることを考慮すべきものと思う。

記

(1) 諸事業事務について裏付予算がないため又は僅少のため困難を生じ又は生じたことのあるもの。

(2) 社会教育関係行事予算

(3) 社会教育の年間計画上当初予算令達が僅少

二、支所職員の充実と機構の增强を考えなければならぬと思う。現在の職員は概ね優秀職員であるが數的に見て不充分と思う。即ちそれゝの管内中小学校の運営と教務指導、教職員の補導教育、社会教育、教職員の服務とか、諸行事の許、認可事務。

俸給その他諸給与金支給事務、その他学校建築、校区の問題、教員の免許關係、人事關係、図書の展示撰定事務、研究会、講習会等々数えあげれば相当の行政事務量があるのでこれを過誤のないよう徹底するよう実施せんとすれば現陣容では不充分と認められる。又これを統轄する支所長は地方事務所長の兼務なるため手が廻らず勢い次長が実質的に統轄して採配を振つている訳であるが、これ又教務關係を担任しているのでこれが掌握は伸び困難のようで、従つて支所行政はバラードと謂つた面も窺える訳である。次長の専任制を

- (1) 各種旅費
- (2) 予算令達遅延のため当該事業の執行が挿らないもの。
- (3) 二十四年度教員再教育講習会事務
- (4) 指導課關係展示会
- (5) 実驗学校並に教科書展示会

要は各支所を現状の儘の中間取次的機関としておくか、或いは眞の教育行政推進機関に改革するかがその分岐点となるものであるが、理事者は大いに考究すべき事柄と思う。尙その他について検討した結果は

一、予算が充分でないため又は裏付予算がないためその活動に活潑性を失つてゐるもの或いは予算の令達が遅延するので事務事業の執行が挙らないと謂つたもの

(左記参照)も指適される訳であるが、予算の問題については教育委員会自身が充分でない關係もあるので当然支所に対してもそれが影響しているものと考へられる訳である。しかしながら少いながらも努めて第一線機関に対しては出来る丈の諸般の経費を流して活動なる活動をなさしめることが肝要と思う。

仮に一例すれば社会教育關係は各所に一名宛の職員を配置しているが職員も充分でなく且亦社会教育行政の裏付予算も又活動経費も極めて少額であるため思うに委せず余り振つてゐるとは謂い得ない状況である。

記

三、社会学級指導事務

(4) 社会教育關係事業全般

(5) 史跡調査研究事務

(6) 各種旅費

(7) 初心者教師講習会

(8) 学校、学級經營案研究会

(9) 地方教育財政調査事務

(10) 国民科学講座

(11) 社會指導

(12) 社会学級指導事務

(13) 社会教育關係事業全般

(14) 各種旅費

(15) 各種旅費

(16) 各種旅費

(17) 各種旅費

(18) 各種旅費

(19) 各種旅費

(20) 各種旅費

(21) 各種旅費

(22) 各種旅費

(23) 各種旅費

(24) 各種旅費

(25) 各種旅費

(26) 各種旅費

(27) 各種旅費

(28) 各種旅費

(29) 各種旅費

(30) 各種旅費

(31) 各種旅費

(32) 各種旅費

(33) 各種旅費

(34) 各種旅費

(35) 各種旅費

(36) 各種旅費

(37) 各種旅費

(38) 各種旅費

(39) 各種旅費

(40) 各種旅費

(41) 各種旅費

(42) 各種旅費

(43) 各種旅費

(44) 各種旅費

(45) 各種旅費

(46) 各種旅費

(47) 各種旅費

(48) 各種旅費

(49) 各種旅費

(50) 各種旅費

(51) 各種旅費

(52) 各種旅費

(53) 各種旅費

(54) 各種旅費

(55) 各種旅費

(56) 各種旅費

(57) 各種旅費

(58) 各種旅費

(59) 各種旅費

(60) 各種旅費

(61) 各種旅費

(62) 各種旅費

(63) 各種旅費

(64) 各種旅費

(65) 各種旅費

(66) 各種旅費

(67) 各種旅費

(68) 各種旅費

(69) 各種旅費

(70) 各種旅費

(71) 各種旅費

(72) 各種旅費

(73) 各種旅費

(74) 各種旅費

(75) 各種旅費

(76) 各種旅費

(77) 各種旅費

(78) 各種旅費

(79) 各種旅費

(80) 各種旅費

(81) 各種旅費

(82) 各種旅費

(83) 各種旅費

(84) 各種旅費

(85) 各種旅費

(86) 各種旅費

(87) 各種旅費

(88) 各種旅費

(89) 各種旅費

(90) 各種旅費

(91) 各種旅費

(92) 各種旅費

(93) 各種旅費

(94) 各種旅費

(95) 各種旅費

(96) 各種旅費

(97) 各種旅費

(98) 各種旅費

(99) 各種旅費

(100) 各種旅費

(101) 各種旅費

(102) 各種旅費

(103) 各種旅費

(104) 各種旅費

(105) 各種旅費

(106) 各種旅費

(107) 各種旅費

(108) 各種旅費

(109) 各種旅費

(110) 各種旅費

(111) 各種旅費

(112) 各種旅費

(113) 各種旅費

(114) 各種旅費

(115) 各種旅費

(116) 各種旅費

(117) 各種旅費

(118) 各種旅費

(119) 各種旅費

(120) 各種旅費

(121) 各種旅費

(122) 各種旅費

(123) 各種旅費

(124) 各種旅費

(125) 各種旅費

(126) 各種旅費

(127) 各種旅費

(128) 各種旅費

(129) 各種旅費

(130) 各種旅費

(131) 各種旅費

(132) 各種旅費

(133) 各種旅費

(134) 各種旅費

(135) 各種旅費

(136) 各種旅費

(137) 各種旅費

(138) 各種旅費

(139) 各種旅費

(140) 各種旅費

(141) 各種旅費

(142) 各種旅費

(143) 各種旅費

(144) 各種旅費

(145) 各種旅費

(146) 各種旅費

(147) 各種旅費

(148) 各種旅費

(149) 各種旅費

(150) 各種旅費

(151) 各種旅費

(152) 各種旅費

(153) 各種旅費

(154) 各種旅費

(155) 各種旅費

(156) 各種旅費

(157) 各種旅費

(158) 各種旅費

(159) 各種旅費

(160) 各種旅費

(161) 各種旅費

(162) 各種旅費

(163) 各種旅費

(164) 各種旅費

(165) 各種旅費

(166) 各種旅費

(167) 各種旅費

(168) 各種旅費

(169) 各種旅費

(170) 各種旅費

(171) 各種旅費

(172) 各種旅費

(173) 各種旅費

(174) 各種旅費

(175) 各種旅費

(176) 各種旅費

(177) 各種旅費

(178) 各種旅費

(179) 各種旅費

(180) 各種旅費

(181) 各種旅費

(182) 各種旅費

(183) 各種旅費

(184) 各種旅費

(185) 各種旅費

(186) 各種旅費

(187) 各種旅費

(188) 各種旅費

(189) 各種旅費

(190) 各種旅費

(191) 各種旅費

(192) 各種旅費

(193) 各種旅費

(194) 各種旅費

(195) 各種旅費

(196) 各種旅費

(197) 各種旅費

(198) 各種旅費

(199) 各種旅費

(200) 各種旅費

(201) 各種旅費

(202) 各種旅費

(203) 各種旅費

(204) 各種旅費

(205) 各種旅費

(206) 各種旅費

(207) 各種旅費

(208) 各種旅費

(209) 各種旅費

(210) 各種旅費

(211) 各種旅費

(212) 各種旅費

(213) 各種旅費

(214) 各種旅費

(215) 各種旅費

(216) 各種旅費

(217) 各種旅費

(218) 各種旅費

(219) 各種旅費

(220) 各種旅費

(221) 各種旅費

(222) 各種旅費

(223) 各種旅費

(224) 各種旅費

(225) 各種旅費

(226) 各種旅費

(227) 各種旅費

(228) 各種旅費

(229) 各種旅費

(230) 各種旅費

(231) 各種旅費

(232) 各種旅費

(233) 各種旅費

(234) 各種旅費

(235) 各種旅費

(236) 各種旅費

(237) 各種旅費

(238) 各種旅費

(239) 各種旅費

(240) 各種旅費

(241) 各種旅費

(242) 各種旅費

(243) 各種旅費

(244) 各種旅費

(245) 各種旅費

(246) 各種旅費

(247) 各種旅費

(248) 各種旅費

(249) 各種旅費

(250) 各種旅費

(251) 各種旅費

(252) 各種旅費

(253) 各種旅費

(254) 各種旅費

(255) 各種旅費

(256) 各種旅費

(257) 各種旅費

(258) 各種旅費

(259) 各種旅費

(260) 各種旅費

(261) 各種旅費

(262) 各種旅費

(263) 各種旅費

(264) 各種旅費

(265) 各種旅費

(266) 各種旅費

(267) 各種旅費

(268) 各種旅費

(269) 各種旅費

(270) 各種旅費

(271) 各種旅費

(272) 各種旅費

(273) 各種旅費

(274) 各種旅費

(275) 各種旅費

(276) 各種旅費

(277) 各種旅費

(278) 各種旅費

(279) 各種旅費

(280) 各種旅費

(281) 各種旅費

(282) 各種旅費

(283) 各種旅費

(284) 各種旅費

(285) 各種旅費

(286) 各種旅費

(287) 各種旅費

(288) 各種旅費

(289) 各種旅費

(290) 各種旅費

(291) 各種旅費

(292) 各種旅費

(293) 各種旅費

(294) 各種旅費

(295) 各種旅費

(296) 各種旅費

(297) 各種旅費

(298) 各種旅費

(299) 各種旅費

(300) 各種旅費

(301) 各種旅費

(302) 各種旅費

(303) 各種旅費

(304) 各種旅費

(305) 各種旅費

(306) 各種旅費

(307) 各種旅費

(308) 各種旅費

(309) 各種旅費

(310) 各種旅費

(311) 各種旅費

(312) 各種旅費

(313) 各種旅費

(314) 各種旅費

(315) 各種旅費

(316) 各種旅費

(317) 各種旅費

(318) 各種旅費

(319) 各種旅費

(320) 各種旅費

(321) 各種旅費

(322) 各種旅費

(323) 各種旅費

(324) 各種旅費

(325) 各種旅費

(326) 各種旅費

(327) 各種旅費

(328) 各種旅費

(329) 各種旅費

(330) 各種旅費

(331) 各種旅費

(332) 各種旅費

(333) 各種旅費

(334) 各種旅費

(335) 各種旅費

(336) 各種旅費

(337) 各種旅費

(338) 各種旅費

(339) 各種旅費

(340) 各種旅費

(341) 各種旅費

(342) 各種旅費

(343) 各種旅費

(344) 各種旅費

(345) 各種旅費

(346) 各種旅費

(347) 各種旅費

(348) 各種旅費

(349) 各種旅費

(350) 各種旅費

(351) 各種旅費

(352) 各種旅費

(353) 各種旅費

(354) 各種旅費

(355) 各種旅費

(356) 各種旅費

(357) 各種旅費

(358) 各種旅費

(359) 各種旅費

(360) 各種旅費

(361) 各種旅費

(362) 各種旅費

(363) 各種旅費

(364) 各種旅費

(365) 各種旅費

(366) 各種旅費

(367) 各種旅費

(368) 各種旅費

(369) 各種旅費

(370) 各種旅費

(371) 各種旅費

(372) 各種旅費

(373) 各種旅費

(374) 各種旅費

(375) 各種旅費

(376) 各種旅費

(377) 各種旅費

(378) 各種旅費

(379) 各種旅費

(380) 各種旅費

(381) 各種旅費

(382) 各種旅費

(383) 各種旅費

(384) 各種旅費

(385) 各種旅費

(386) 各種旅費

(387) 各種旅費

(388) 各種旅費

(389) 各種旅費

(390) 各種旅費

(391) 各種旅費

(392) 各種旅費

(393) 各種旅費

(394) 各種旅費

(395) 各種旅費

(396) 各種旅費

(397) 各種旅費

(398) 各種旅費

(399) 各種旅費

(400) 各種旅費

(401) 各種旅費

(402) 各種旅費

(403) 各種旅費

(404) 各種旅費

(405) 各種旅費

(406) 各種旅費

(407) 各種旅費

(408) 各種旅費

(409) 各種旅費

(410) 各種旅費

(411) 各種旅費

(412) 各種旅費

(413) 各種旅費

(414) 各種旅費

(415) 各種旅費

(416) 各種旅費

(417) 各種旅費

(418) 各種旅費

(419) 各種旅費

(420) 各種旅費

(421) 各種旅費

(422) 各種旅費

(423) 各種旅費

(424) 各種旅費

(425) 各種旅費

(426) 各種旅費

(427) 各種旅費

(428) 各種旅費

(429) 各種旅費

(430) 各種旅費

(431) 各種旅費

(432) 各種旅費

(433) 各種旅費

(434) 各種旅費

(435) 各種旅費

(436) 各種旅費

(437) 各種旅費

(438) 各種旅費

(439) 各種旅費

(440) 各種旅費

(441) 各種旅費

(442) 各種旅費

(443) 各種旅費

(444) 各種旅費

(445) 各種旅費

(446) 各種旅費

(447) 各種旅費

(448) 各種旅費

(449) 各種旅費

(450) 各種旅費

(451) 各種旅費

(452) 各種旅費

(453) 各種旅費

(454) 各種旅費

(455) 各種旅費

(456) 各種旅費

(457) 各種旅費

(458) 各種旅費

(459) 各種旅費

(460) 各種旅費

(461) 各種旅費

(462) 各種旅費

(463) 各種旅費

(464) 各種旅費

(465) 各種旅費

(466) 各種旅費

(467) 各種旅費

(468) 各種旅費

(469) 各種旅費

(470) 各種旅費

(471) 各種旅費

(472) 各種旅費

(473) 各種旅費

(474) 各種旅費

(475) 各種旅費

(476) 各種旅費

(477) 各種旅費

(478) 各種旅費

(479) 各種旅費

(480) 各種旅費

(481) 各種旅費

(482) 各種旅費

(483) 各種旅費

(484) 各種旅費

(485) 各種旅費

(486) 各種旅費

(487) 各種旅費

(488) 各種旅費

(489) 各種旅費

(490) 各種旅費

(491) 各種旅費

(492) 各種旅費

(493) 各種旅費

(494) 各種旅費

(495) 各種旅費

(496) 各種旅費

(497) 各種旅費

(498) 各種旅費

(499) 各種旅費

(500) 各種旅費

(501) 各種旅費

(502) 各種旅費

(503) 各種旅費

(504) 各種旅費

(505) 各種旅費

(506) 各種旅費

(507) 各種旅費

(508) 各種旅費

(509) 各種旅費

(510) 各種旅費

(511) 各種旅費

(512) 各種旅費

(513) 各種旅費

(514) 各種旅費

(515) 各種旅費

(516) 各種旅費

(517) 各種旅費

(518) 各種旅費

(519) 各種旅費

(520) 各種旅費

(521) 各種旅費

(522) 各種旅費

(523) 各種旅費

(524) 各種旅費

(525) 各種旅費

(526) 各種旅費

(527) 各種旅費

(528) 各種旅費

(529) 各種旅費

(530) 各種旅費

(531) 各種旅費

(532) 各種旅費

(533) 各種旅費

(534) 各種旅費

(535) 各種旅費

(536) 各種旅費

(537) 各種旅費

(538) 各種旅費

(539) 各種旅費

(540) 各種旅費

(541) 各種旅費

(542) 各種旅費

(543) 各種旅費

(544) 各種旅費

(545) 各種旅費

(546) 各種旅費

(547) 各種旅費

(548) 各種旅費

(549) 各種旅費

(550) 各種旅費

(551) 各種旅費

(552) 各種旅費

(553) 各種旅費

(554) 各種旅費

(555) 各種旅費

(556) 各種旅費

(557) 各種旅費

(558) 各種旅費

(559) 各種旅費

(560) 各種旅費

(561) 各種旅費

(562) 各種旅費

(563) 各種旅費

(564) 各種旅費

(565) 各種旅費

(566) 各種旅費

(567) 各種旅費

(568) 各種旅費

(569) 各種旅費

(570) 各種旅費

(571) 各種旅費

(572) 各種旅費

(573) 各種旅費

(574) 各種旅費

(575) 各種旅費

(576) 各種旅費

(577) 各種旅費

(578) 各種旅費

(579) 各種旅費

(580) 各種旅費

(581) 各種旅費

(582) 各種旅費

(583) 各種旅費

(584) 各種旅費

(585) 各種旅費

(586) 各種旅費

(587) 各種旅費

(588) 各種旅費

(589) 各種旅費

(590) 各種旅費

(591) 各種旅費

(592) 各種旅費

(593) 各種旅費

(594) 各種旅費

(595) 各種旅費

(596) 各種旅費

(597) 各種旅費

(598) 各種旅費

(599) 各種旅費

(600) 各種旅費

(601) 各種旅費

(602) 各種旅費

(603) 各種旅費

(604) 各種旅費

(605) 各種旅費

(606) 各種旅費

(607) 各種旅費

(608) 各種旅費

(609) 各種旅費

(610) 各種旅費

(611) 各種旅費

(612) 各種旅費

(613) 各種旅費

(614) 各種旅費

(615) 各種旅費

(616) 各種旅費

(617) 各種旅費

(618) 各種旅費

(619) 各種旅費

(620) 各種旅費

(621) 各種旅費

(622) 各種旅費

(623) 各種旅費

(624) 各種旅費

(625) 各種旅費

(626) 各種旅費

(627) 各種旅費

(628) 各種旅費

(629) 各種旅費

(630) 各種旅費

(631) 各種旅費

(632) 各種旅費

(633) 各種旅費

(634) 各種旅費

(635) 各種旅費

(636) 各種旅費

(637) 各種旅費

(638) 各種旅費

(639) 各種旅費

(640) 各種旅費

(641) 各種旅費

(642) 各種旅費

(643) 各種旅費

(644) 各種旅費

(645) 各種旅費

(646) 各種旅費

(647) 各種旅費

(648) 各種旅費

(649) 各種旅費

(650) 各種旅費

(651) 各種旅費

(652) 各種旅費

(653) 各種旅費

(654) 各種旅費

(655) 各種旅費

(656) 各種旅費

(657) 各種旅費

(658) 各種旅費

(659) 各種旅費

(660) 各種旅費

(661) 各種旅費

(662) 各種旅費

(663) 各種旅費

(664) 各種旅費

(665) 各種旅費

(666) 各種旅費

(667) 各種旅費

(668) 各種旅費

(669) 各種旅費

(670) 各種旅費

(671) 各種旅費

(672) 各種旅費

(673) 各種旅費

(674) 各種旅費

(675) 各種旅費

(676) 各種旅費

(677) 各種旅費

(678) 各種旅費

(679) 各種旅費

(680) 各種旅費

(681) 各種旅費

(682) 各種旅費

(683) 各種旅費

(684) 各種旅費

(685) 各種旅費

(686) 各種旅費

(687) 各種旅費

(688) 各種旅

慮し訴えているものと思う。

三、事務の執行及び処理を今一層系統化し又厳格に整理することが必要である。個々バラ～になり勝ちの支所の行政事務としてはこれを掌握し統轄するには専任次長が必要であるが、何れの支所次長も教務を担当しているので不在勝ちとなり事務を掌握し統轄することの困難である点は前述の通りである。従つて系統的に又計画的に執行がされていないよう認められたが次長の下に教務、指導、社会教育、総務の担任者の連絡協調を常に密にし又月初めには合同協議会等により既定計画を推し進めてゆくことが必要と思われる。尙各種文書の取扱方式についても何れの支所共鬼角乱雜裏伺、決裁、施行と謂つた面も何れの支所共鬼角乱雜の如く認められたので迅速にして整然たる執行処理が肝要である。

以上が各教育委員会支所の監査結果の概要及び意見であるが各支所共通的具体的事項を次の通り記述する。

各教育委員会支所共通事項

一、社会教育事業費の問題

各支所共管内における青少年指導、婦人教育、成人教育、公民館、生活改善等種々多くの事業を担当しているが、現在の如き僅少な事業費や又これを担当する職員一名では業績を挙げることは困難と認められる。

二、公民館活動について

公民館の設置状況は各郡共殆んど設置され今一息と言ふ好成績であるが、これが専任職員設置は一支所管内に二、三名程度のようである。將來各町村専任職員を置き又内容充実方に努力すると共にこの公民館を中核とした町村再建運動を図るよう指導すべきである。尙町村の社会教育に対する認識は極めて薄いようであり特に西部地区がその傾向にあるのでこれが啓蒙宣傳をして町村の理解と活潑なる活動を促進せしむるよう強力なる指導が望ましい。

三、実験学校費の交付について

助成金が僅少のため経費の伴う面の指導もできず保有資材の活用により漸く指導している様であるが充分である。

ない・又助成金を縣より直接市町村宛配布しているがこれも時期的に遅れる關係上市町村当局としても忘れた頃の費用であり、その儘学校に交付されずにする傾向がある。

四、指導旅費の増配について

経費不足のため学校訪問指導の要請に応えられない状況のようである。従つて計画に基く積極的訪問指導は不可能に近いものがある。現在要請による訪問指導の場合でも自費をもつて実施しているようであるが、最少限度の経費を増配しその完璧を図らしめるべきである。尙要請訪問は校長の熱意の有無により指導の偏重の面が窺れる。

五、教科書展示会について

会場、期間、経費等に關し左記の如く改善すべきものと認む。

(1) 展示会場の増設と期間延長について

会場は市街地中心主義であり全職員の撰択研究ができるない。従つて八頭、東伯、日野等山間部教職員

(2) 教科図書展示会経費について
会場費が非常に遅れて配付になると額が一會場平均三千円余りでは甚だ勘いので増額が必要である。
(3) 展示図書の活用について
展示後の図書は各支所共倉庫に死蔵しているが所内展示施設を設け常時貸出するとか廣く活用せしむべきである。

六、教育財産取得管理について

各支所備品の管理は地方事務所より保管転換を受けている支所もあり又貸借關係により使用している支所もあつてその管理が区々であるが速かに保管転換の措置をして備品の保管管理に万全を期すべきである。

00794

準法の規定を逸脱し勤務をせしめてあるは違法である。特に今後については厳に注意すべきである。

八、教育委員会事務局と各支所とは教育行政個々の方針及び執行にしても又その事務の処理にしても一貫性を必要とすることは論を要せざるところであるが、事務局各課の計画方針等で鬼角齧齧を生ぜしめている面が窺われる。例えば各課バラバの諸会合の招集とか同

一調査事項の各課への重複報告或いは各課又は職員間で思いつき指示等が挙げられる。これは縣事務局各課の横の連絡不充分に基因するものと認められるのでこの点事務局の統一を図り第一線機関の機能を充分發揮せしめる様配意が肝要と認めた。

九、各支所の事務室は地方事務所の一室を借り受け執務しているが甚だ狭隘で執務上の支障を生じているようである。殊に氣高、八頭の支所の如きは地方事務所総務課の一隅で執務している状況であるが、一個の教育行政出先機関としての立場を考えてもせめて執務に支障を生じない程度の事務室とすべきものと監察された。

尙これに関連した事柄として各支所展示図書は相当量あるがこれが藏書場所もなく当惑しているので併せて配慮の要がある。

教育委員会八頭支所 昭和二十五年七月二十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 德太郎

同 柳 谷 保 一

監査概況

八東部中学校建設は位置の問題で安部、八東、丹比三ヶ村間で意見が一致せず相当以前から接衝中の模様であるが、当支所としてこれが円満妥結に一層努力し早急建設をなしめる様配意が望ましい。

公民館設置状況は管内二十五ヶ町村中二十五館（佐治村は四館）設置され、未設置町村は三ヶ村（八上、八東、池田）であつて好成績であるが未設置町村の設置方を奨励し完全設置せしむる様努力すべきである。尙各町村公民館共專任職員は全然置いていないが、公民館活動の活

00795

教育委員会氣高支所 昭和二十五年八月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保木本 德太郎

同 倉 繁 良 邑

監査概況

滋化を図る上において専任職員設置勧奨方にについて努力の要を認む。

当支所は管内における社会教育全般的に活潑であつて好績を挙げていることは欣ばしい。殊に郡の視覚教育委員会と密接なる連絡の下にナトコ巡回映画会を全町村五回に亘り計画通り開催し、又希望町村の貸出しに応じる等その他の成人教育外各種教育講座も関係諸團体と提携して隨時各地に開講し社会教育の振興に努力していることは特筆すべきである。

事務の処理状況は總体的に良好と認めた。特に文書の整理並簿冊の編綴状況は他所に比し整然としており良好と認めた。

会計経理は不正と認められるものはないが年度末に予算令達の關係もあつてか支所職員の出張に中小学校旅費を支出しているのは適当でない。

当支所主要備品は地方事務所のものを借受け使用しているが保管転換可能のものはその措置を受け保管々理の万全を期すべきである。

二、本郡の公設グランドとして宝木村に設けられている

一、郡社会教育協議委員会（四部間）を組織し成人教育に青少年教育に文化教育に將亦社会教育施設に具体方策を研究審議し実践指導に当り成果を挙げつゝあることは結構である。しかし視覚教育は消極面が窺われるのを一層活潑化することが緊要である。殊に昨年の文化祭事業の一環とする視覚教育委員会に対する事業に對しこれが助成金一萬円を交付されているにも不拘これを執行せず現在なお保管中のようであつたがこれら僅少額とは言へ視覚教育の爲め有効に実施すべきであり、現在迄保管しあるが如きは熱意を欠くものとして遺憾に堪えない。

がこれは未だ未公認であると駅より相当遠距離にあるため不便を感じてゐるので浜村町に新設方を計画されている。これが有利の点として

(1) 郡の中央であり地方事務所及び教育委員会支所の所在地であること

(2) 予定敷地は停車場より極めて近距離であること

(3) 敷地は地元寄附の申出があること

(4) 会の開催当日は温泉の開放も考慮されていること

等が條件とされているようであるが、これ等諸條件から考究する場合適地と思考されるにつき関係当局は実現方努力の要あるものと認む。

三、管下二十六ヶ町村中二十の公民館が設立され成績は良好の方であるが設立後の活動は余り活潑でないよう

である。これは町村關係の熱意の足らない爲めのようであるがこれが指導に一層の努力が望ましい。

四、当支所は事務室無く地方事務所総務課の一隅を借用し漸く執務しているが、事務の執行に直接間接に不便を生じてゐるよう認識した。特に特殊事務の処理（人）

事關係事務等の場合）支障あるものゝ如くがあるので關係當局の考慮が必要である。尙本件は八頭支所も同様である。

五、当支所の指導主事は一名であり教育指導の徹底を期するとの困難性を認める。殊に他支所の場合何れも二名乃至三名配置しある実情から考へても一名程度の増員配置をしてその完璧を圖らしめるべきである。

六、事務の処理状況は報告、調査回報等が遅延しているものが認められ、又文書の起案、決裁、施行の手続或いは分類・編綴、保存等で充分でないものがあるので正規の処理が必要であり分類年度区分も整然とするよう注意すべきである。

教育委員会岩美支所 昭和二十五年八月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一
同 保 木 本 徳 太 郎

同 倉 繁 良 邊

監査概況

00797

一、管内中小学校長を招集し地方事務所側、産業經濟關係者との協議懇談会を開催、管下を初め本縣の産業經濟の状況及び動向に關し説明すると共に意見の交換等爲して創意的な実業教育振興に努力していることは結構である。

二、管下町村公民館の設置状況は十五ヶ町村十六館あるが今一息で全町村設置と云う好成績であることは欣ばしい。しかしこれが專任職員は浦富町のみであつて他には未だおかれていないうであるが、公民館の運営と活動を活性化せしめるためには専任職員が必要と思う。これが設置方については指導奨励に一段と努力を望みたい。

三、当支所は支所長（地方事務所長）が教育出身者の關係もあつて教育行政に關しては格別の関心を持ち多大の抱負や意見があつた。例へば管内の小中学校統合の問題・地域によつてスクールバスの設置と縣費助成の問題・岩美高校建築促進の問題、本縣中學校建築國庫補助中雨天体育馆を補助対照に実現運動の問題、管内

に水產學校の分校設置と女子の特殊教育（別科）機関設置の問題等々であつて、これ等は実現すれば何れも地方教育に多大の貢献する事柄と考えるにつき只單に机上論とせず実現に格段の奮起を切望する。

四、会計經理は適正であり又事務の処理は概ね良好と認めたが今後左記の点注意すべきである。

(1) 中小学校教員名簿の転退職等の異動記入が不充分であり又昇給、昇格等の経過を記載したる書類も不整備であつたから整理するようにせられたい。
(2) 各種書類分類別年度別に厳格編綴しおくべきである。

教育委員会東伯支所 昭和二十五年八月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 保 木 本 徳 太 郎
同 柳 谷 保 一
同 倉 繁 良 邊

監査概況